

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 8 回定例会 12月 6 日 開 会  
12月13日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 12 月 6 日（水曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成29年第8回南三陸町議会定例会会議録第1号

---

平成29年12月6日（水曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興事業推進課長	男澤知樹君
綜合支所長	阿部修治君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
總務課長補佐	大森隆市君
總務課主幹兼 財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育總務課長	菅原義明君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長 及川 明君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 孝志
総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

---

議事日程 第1号

平成29年12月6日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

きょうより12月定例会が開催されます。新人議員の方々には初めての定例会ということになるわけであります。先輩議員の方々にはどうか新人議員の方々のお手本となるような、そしてまた住民のために活発なご発言を期待しております。

歌津総合支所長が葬儀参列のためおくれております。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第8回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から12月13日までの8日間とし、うち休会を9日、10日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案2件、陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、佐藤雄一君、千葉伸孝君、今野雄紀君、後藤伸太郎君、倉橋誠司君、及川幸子君、以上6名より通告書が提出され、これを受理しております。

所管事務調査など、次に議会運営委員会によりお手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局、朗読。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、定例会の議会資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成29年12月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会運営委員長 星 喜美男。

平成29年第7回臨時会で議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ただいま事務局をして朗読のとおりでありますので、どうぞよろしく願いたいします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、質疑がありましたら質疑をただす発言を許します。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会よりお手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局、朗読。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年12月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会広報特別委員長 後藤伸太郎。

平成29年第7回臨時会で議決された、閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） お手元の資料のとおり、議会広報特別委員会では、新しく議会構成が決まったということを受けまして、特別号を発行いたしました。議会の内容を広く町民の皆様に周知したところでございます。

なお、1点お詫びがございませぬ。その文面の中で、佐藤正明議員の年齢を誤って表記してしまいました。1歳年上に表記してしまいました。後日改めて議会広報でお詫びと訂正をさせていただくとともに、この場をおかりしてお詫びと訂正をさせていただきたいと思ひます。大変申しわけございませぬでした。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、質疑がありましたら発言を許可します。ございませぬか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございませぬ。

本日、平成29年第8回南三陸町議会定例会の開会に当たり、4期目の町政運営について、町民皆様を初め議員の皆様に私の所信を申し述べる機会をいただきましたこと対しまして、心よりお礼を申し上げさせていただきます。

私は、南三陸町誕生から4度目の信任をいただいたところでありますが、今改めて思うことは、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興を必ず成し遂げるといふ強い決意とこの思いを、職員、町民皆様、さらには議員の皆様と共有し町政運営に当たらなければならぬといふことであります。

さて、これまでの3期12年間を思い返しますと、リーマンショックに端を発する経済危機の影響による深刻な不況と、政権政党の交替により社会環境や経済環境が大きく変化した時代でありました。このような中で進めてまいりました新生南三陸町のまちづくりについては、

推進力を高めながら取り組み、特に新町建設計画については防災無線のデジタル化による安全・安心なまちづくりの実現、図書館や入谷小学校プール建設といった教育環境の改善、さらには漁港を初めとするなりわいの基盤整備など、平成18年度に策定した南三陸町総合計画に掲げる「自然・ひと・なりわいが紡ぐ、安らぎと賑わいのあるまち南三陸町」を目指し、各種施策に取り組んでいたところでありましたが、その矢先に東日本大震災が発生いたしました。

あの日以来、私はふるさとを再建することが天命であると捉え、大震災からの復興という誰も経験したことのない長く険しい道のりに挑んでまいりました。この間、被災した町民皆様を断腸の思いで集団避難として町外に送り出し、さらには創造的復興の象徴として高台移転を実施するという決断もいたしました。あれから6年と9カ月がたちますが、私は初志貫徹の精神で、二度と津波で命や財産を失わないまちづくりを目指し、各種の復興事業を推進してまいりました。この結果、おかげさまを持ちまして昨年度末で災害公営住宅、防災集団移転促進事業の団地整備が完了するなど、着実に復興へと歩みを進めております。

私は、今回の選挙を通じて、町の隅々へ何度も車を走らせ、多くの町民皆様の生の声をお聞きいたしました。安全で安心な場所に居を構えた多くの町民の皆様からからは「ありがとう」の言葉を頂戴し、この言葉を耳にして、私は「高台移転を実施してよかった、住宅再建を最優先として進めてきてよかった」と、率直にそう思いました。

このような状況で4期目を付託された今、復興の総仕上げを加速させる決意を新たにするとともに、この4年間を未来への礎にするためにも、次の8つの柱を軸としてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

まず1つ目は、「復興の総仕上げ」であります。

住宅再建の基盤整備が昨年度末で完了し、魚市場や役場庁舎などの公共施設、そしてにぎわいの中核をなす商店街が志津川、歌津の両地区にオープンするなど、住民生活とそれを支える地域社会の諸機能が復興しつつあります。復興計画の期限であります平成32年度に向けましては、町民の安全と安心を守る防潮堤整備やなりわいの基盤であります漁港整備、さらには追悼そして未来を創造する協働の場であります震災復興祈念公園の整備が着実に完了するよう全力に傾注して進めてまいります。また、震災復興祈念公園とともに防災教育の拠点であり、震災の教訓を伝承するための（仮称）震災伝承記念館の整備を進めてまいりたいと考えております。

2つ目は、「子育て支援の充実」であります。

平成27年に実施されました国勢調査におきまして、本町の人口は1万2,370人と、平成22年の国勢調査から29%の減少、県内では2番目の減少率でありました。人口減少が深刻化する中で、重要な問題の一つが少子化であります。地域の担い手となる子供の生まれる数は、若年層の晩婚化、晩産化や不安定な職業環境等と相まって、依然として減少傾向にあります。本町の合計特殊出生率、平成26年には1.15と全国地の1.42を大きく下回っています。

そのため、少子化の抑制と超高齢社会を支える担い手の確保という観点からも、誰もが安心して仕事と子育てを両立する環境づくりが求められることから、平成27年度に策定いたしました「南三陸町総合戦略」に基づき、保育料の負担軽減や子育て応援券の支給、子ども医療費に係る所得制限の撤廃など、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて各種施策を進めてまいりました。今後は、出生率の向上にも資するよう、安心して子育てができる環境を整備するとともに、若い世代を中心とした結婚から出産、子育ての希望がかなうよう、給食費の段階的な無償化を進めるなど、さらなる子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

3つ目は、「移住・定住人口の拡大」であります。

人口流出と出生率の低下が招く人口減少は地域社会の存続に大きくかかわる問題であり、住民生活への影響が危惧されるところであります。子どもから高齢者までバランスのとれた人口構成は、持続可能なまちづくりのみならず、この町を次の世代へとつなげていくためにも必要であるものと考えております。

このため、特に地域を支える世代、いわゆる若年層を中心とした移住者の呼び込みを行うため、先ほど申し上げました子育て施策を広く情報発信するとともに、住まいの確保として災害公営住宅の空き戸、防災集団移転促進団地のあき区画の有効利用、さらには働く場所・機会の提供として地元企業との連携をこれまで以上に密にするとともに、新たな産業の創出にも寄与するよう起業家支援や創業支援の施策も積極的に進めてまいりたいと思います。

4つ目は「人材育成」であります。

私は、これまでのまちづくりからつくづく思うことは、やはり「まちづくりは人づくり」であるということであります。特に強く感じた瞬間は、あの東日本大震災の発災直後でありました。先が見えない絶望の中で、避難所運営を町民みずからが行い、未曾有の大震災から這い上がろうとするあの姿を見たときは、人づくりの重要性を再認識するとともに、目頭が熱くなったことを今でも覚えております。

人材育成は未来への投資であります。人口減少、超高齢社会、厳しい財政運営と、本町のま

ちづくりは困難な局面を迎えています。このような中、これからの時代に求められるものは、新たな価値の創造であると考えます。南三陸町の自然、環境、人々のつながりなど、南三陸町の可能性を見つめながら、既成の枠組みや考え方を超えて新しいまちを創出するためには義務教育段階からの人材育成が重要であり、地域の福祉や教育、文化の担い手とともに地域でチャレンジすることで、新たななりわいや産業をつくり出していける地域のつくり手、起業家的人材が必要となります。

本町が抱える課題は、数十年後には日本全体の課題となる可能性があります。このようなことから、この課題を逆手にとって、子供から大人まで町内外の多くの人々が「日本の縮図」ともいえるこの南三陸町で挑戦できる仕組みを構築し、本町での挑戦が日本の未来を切り拓き、本町での学びが未来を切り拓く力になるように、多様な人材が育つ南三陸町を目指していきたいと考えております。

5つ目は、「南三陸のブランド化」であります。

本町の産業は、基幹産業である水産業を初めとして、その多くが森・里・海を初めとした豊かな地域資源によって支えられております。本町が南三陸ならではのブランドを創造し全国に展開するためには、その土台としてこれら地域資源に支えられた各産業の付加価値を高め、産業ブランドを構築することが重要となります。

「ブランド化」とは、生産物の意味や価値を伝えることによって顧客に選択され続ける仕組みをつくり出し、他地域との「差別化」を図ることであると考えております。そのため、南三陸のブランド化に当たっては、本町ならではの生産環境を背景に、生物多様性や持続可能性を評価に取り入れたFSC、ASCの国際認証制度や、地理的表示を知的財産として登録し保護する「地理的表示保護制度」いわゆる「GI」を活用して、多様な顧客層の共感を引き出す広い事業展開を支援してまいります。

さらに農業分野においても、6次産業化の推進や観光産業との相乗効果により、地域のブランド化と付加価値化を進めるべく、官民が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

6つ目は、「交流人口の拡大」であります。

定住人口が加速度的に減少傾向にある今、観光客や地域への滞在者といった交流人口を拡大することは人口減少による影響を緩和し、地域に活力をもたらす上でも重要となります。

このような中において、本町の観光客入込数は、震災の影響から一時的に36万人まで低下いたしました。関係者の努力もあり、現在は震災前の8割程度まで回復しております。震災

から6年が経過し、この間さんさん商店街やハマール歌津が相次いでオープンするとともに、7年ぶりにサンオーレそではま海水浴場が再開するなど、交流人口拡大に向けた基盤が整備されたところであります。

また本町では、すぐれた自然景観と水産物を初めとする全国に誇れる質の高い地域資源に加え、震災から復興を目指すプロセスや地域のなりわいそのものが新たな自然になるものと考えられることから、地域全体をフィールドに「ひと・もの・こと」を最大限に活用した南三陸ならではの交流事業を展開し、交流人口の拡大とともに地域の活性化につなげていくことが重要と考えております。

さらに、情報通信技術が私たちの予想を上回るスピードで普及していることから、これを最大限に活用し、情報交流人口も拡大していきたいと考えております。情報交流人口を拡大することの目的は、交流促進、定住や2地域居住の促進、特産品の販売促進などさまざまありますが、情報交流人口の増加が進むことが刺激になり、地域経済の需要増加、人口流入促進等の効果が期待されることから、積極的な事業展開を図り、観光立町「南三陸」を目指してまいりたいと考えております。

7つ目は、「地域コミュニティの再構築」であります。

人口減少や少子化・高齢化の進展に加え、高台移転に伴う新たなコミュニティの構築で、将来的な地域活動の担い手不足など地域活動の継続が危惧されることから、将来的にも住民自治の継続が可能となるような地域での支え合いの仕組みづくりや、またこれからの地域課題を地域と行政が手を携えて担い合える仕組みが求められていると感じております。

このため、住民同士の交流を促進するため、平成の森野球場や復旧を計画する松原公園などの施設を積極的に活用するとともに、住民相互が助け合う社会構築の一助となるよう、新たなコミュニティ総合補助金の支援制度創設を検討してまいります。

さらに、高台へと移動したコミュニティとにぎわい・なりわいの場である低地部を結ぶため、BRTと町民バスの連携を促進させ、町民の利便性向上を図っていきたいと考えております。

8つ目は、「エコタウンへの挑戦」であります。

平成23年度に策定いたしました「南三陸町震災復興計画」において、シンボルプロジェクトの一つとして「自然と共生するまちづくり」を掲げ、エコタウンへの挑戦に取り組んでまいりました。

これまでの取り組みといたしましては、災害時の拠点となる公共施設や個人住宅への再生可

能エネルギーの導入、ごみの減量化、減容化の推進など、環境負荷の少ない生活スタイルの確立に努めてまいりました。

特に、エコタウンへの挑戦を具現化すべく取り組んだ「バイオマス産業都市構想」については、平成27年度より家庭から排出される生ごみと浄化槽汚泥等を資源として処理する「バイオガス事業」を開始しており、これにより環境に配慮したさまざまな取り組みが住民レベルで行われるなど、一定の成果を上げているものと考えております。また、このような取り組みが契機となり、産業界においても環境に配慮したA S C、F S Cの国際認証を取得するなど、エコタウンの実現に向け確実に歩みを進めているところであり、今後はこの歩みをさらに加速させるため、ラムサール条約登録を目指しているところでもあります。

エコタウンへの挑戦につきましては、廃棄物処理施設や最終処分場を有しない本町にとっては避けて通れないものであります。このすばらしい南三陸の自然環境を未来に伝えていくためにも、そして世界に向けて発信していくためにも、これまで以上の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上、8つの柱を中心として今後のまちづくりを進めてまいりますが、まちづくりは当然私一人、あるいは行政のみで進められるものではありませんので、町民皆様、議会の皆様、関係機関との対話を通して未来を共有することこそが町のいしずえを築くものと考えており、今後とも協働による取り組みを強く意識したまちづくりを進めてまいりたいと思います。

また、人口減少や少子高齢化の進展などにより大変厳しい財政運営が容易に予想され、加えて社会経済情勢の変化にも適切に対応できるよう、これまで以上の経営的視点による行財政運営が求められております。

このため、財源不足を回避するとともに、住民サービスの安定的な確保を図るためには、これまで以上に厳しい姿勢で歳出全般にわたる経費削減を推し進めるとともに、時代に合わせた事業の「選択と集中」に力を入れてまいります。さらに、歳出の削減には限りがあるため、歳入の確保を図りつつ、限られた財源を有効的に活用しながら中長期的視点に立った町政運営を図ってまいります。加えて、住民サービスを提供する職員の意識改革を強力に促し、また計画的な人材育成を行うことで、地方分権に対応した、みずから考えみずから行動する職員を育成し、質の高い住民サービスを提供していきたいと考えております。

冒頭にも申しましたとおり、これからの4年間は復興の総仕上げであります。創造的復興を成し遂げふるさとを取り戻すためにも、町長として先頭に立ち、全力を傾注して町政運営に当たってまいります。

以上、4期目に当たっての町政運営に対する所信を述べさせていただきました。町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますように衷心よりお願いを申し上げます。

次に、第7回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、「三陸沿岸道路、南三陸道路（南三陸海岸インターチェンジから歌津インターチェンジまで）の開通」についてご報告を申し上げます。

国土交通省が整備を進めております「三陸沿岸道路、南三陸道路」のうち、「南三陸海岸インターチェンジから歌津インターチェンジまで」の4.2キロメートルの区間が本年12月9日に開通することとなり、開通時刻及び開通式典の詳細が国土交通省仙台河川国道事務所から発表されました。

一般車両の通行開始時刻につきましては午後3時の予定であり、それに先立ち午前11時30分から歌津インターチェンジ付近において開通式典がとり行われることとなりました。

本区間の開通により、今後地域産業の活性化や交流人口の拡大等を図る上で、その整備効果を大いに期待するものであります。

また、「歌津本吉道路」の歌津インターチェンジから（仮称）歌津北インターチェンジの区間につきましても現在整備が進められており、来年度中の供用開始が予定されておりますが、一日も早い供用開始を願い、国・県並びに関係機関との連携強化を積極的に図ってまいりますので、議員皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。

次に、南三陸町と登米市を結ぶ乗り合いバス、「町外仮設住宅循環線の運行終了」についてご報告を申し上げます。

平成25年4月から、登米市南方応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らす町民皆様の南三陸町内への移動手段を確保するため乗り合いバスとして運行を続けてまいりました「町外仮設住宅循環線」につきまして、高台団地の造成並びに災害公営住宅の建設が完了し、住居を失われた町民皆様の住宅再建が進む中、アパート等のみなし仮設住宅借り上げ制度の終了と、南方応急仮設住宅で避難生活を続けてこられた入居者の皆様全てが本年度内に移転退去する運びとなったことから、「町外仮設住宅循環線」の運行を、平成30年3月末をもちまして終了することといたしました。

当該路線をご利用の皆様に対しましては、広報誌やホームページ等の媒体と合わせまして、学校や登米市内の医療施設等と連携し、周知を図りたいと考えております。

これまでご支援・ご理解を賜りました登米市民の皆様を初め、平成25年3月まで当該路線をシャトル運行していただきました日本赤十字社様に改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ただいまの町長の所信表明等に対し、聞きたいことがあれば伺ってください。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます、7番及川です。

3点ほどお伺いいたします。

まずもって4ページ、2つ目の「子育て支援の充実」でございます。

26年度は1.15と、全国値の1.42を大きく下回ってございます。その中で若い人、子育て中の人たちが子育てしやすい環境に大分近づいております。そしてまた、ここにも、若い世代を中心とした結婚から出産、子育ての希望がかなうよう、給食費の段階的な無償化とございます。給食費の無償化は、子育てには大いに関係がございます。ただ、出生率からいいますと、果たしてこれが出生率と相対的に関係があるのかと疑問を投げかけました。そこで、出生率を高めるために、この文言の中には書かれておりません。今後この出生率を高めるためにどのようにしていくのか、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

それから、16ページの、今度の9日に歌津までのインターチェンジが開通ということで、大変喜ばしいことなんですけれども、予定としては年度内というような発表でしたけれども、これが急に9日開通となったいきさつをお伺いいたします。

それから、南方仮設のバスが、町外のバスが運行終了ということですが、大変南方仮設の人たちは苦勞してここまで、今日まで来られて、バスが終わりになるということは、仮設の人たちはそれなりにアパートとか家、そして復興住宅などに入られて、皆さん終わられて取り壊しになるということですが、果たして何パーセントの人が公営住宅に入って、自立再建が何パーセント、そして残った方たちがいるのかいないのか、その辺、3点お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず前段として、答弁する前にお話を差し上げますが、今所信表明を申し上げさせていただきました。大変多岐にわたる所信表明になってございますので、今行政報告という形の中での質疑でございますから、やりとりが2回だけということになりまして、議論もなかなか深まらないと思いますので、いずれ3月定例議会がございまして。その際に、

私の所信表明に沿った形の中で予算編成もしていくということになります。所信表明も今ここでお話をただけですので、すぐ質問といってもなかなか難しいと思いますので、改めて時間を皆様方にもしっかりととっていただき、その中でお互いに議論をさせていただければと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず1点目の少子化の問題、1点1答ということでございますが、基本的に我々とする部分につきましては、そういった子育てをしやすい環境をどのように幅広くつくっていくかというのが、これは行政としての大きな役割の一つだろうと思っております。直接的に結びつくのかということになりますが、これは大変、なかなか難しい問題だと思います。これはそれぞれのご家庭の問題、それから個人の問題でもございますので、これをやったからすぐ少子化が改善するということについては、なかなか直結するというのは難しいと思います。しかしながら、我々はそれでも一つ一つ少子化対策、あるいは子育てしやすい環境にどのように行政としてできるのかということについて、これからも知恵を絞っていくと。そういうことが、姿勢が大事なんだろうと思っておりますので、今後とも子供たちの、子育てしやすい環境そのものについては、我々としてもしっかりとこれからも制度と政策として取り組んでいきたいと考えております。

それから、2点目の三陸道ですが、基本的にはなぜこうなったのかということ、工事が早く進んだというしか私からは申し上げることができませんので、多分国土交通省の皆さんを初め、復興道路という位置づけでこれまで工事をしてまいりましたので、少なくとも10年で貫通をさせるという政府の考え方がございますので、そういう形に沿ってとにかく整備が着々と進んできたものと認識しておりますので、国を初め、県、復興当局に対して改めて感謝を申し上げたいと思っております。

3点目につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 南方仮設の入居者の状況でございますが、町長から申し上げましたとおり、来年3月末をもちまして全ての入居者の方が退去できる見通しになっておりますので、町といたしましてはその時期に合わせてこういった判断をしたということでございます。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） まず1点目ですけれども、私は出生率を上げるためにはやはり結婚をさせること、今結婚しないで独身の方たちが40、50になっても多うございます。そうした中で、

結婚して、出会いをつくって結婚させるということが大事ではなかろうかと思うんです。そこにそういうことが文言として書かれていないので、今後はそういった取り組みをしていくことも大事であろうと思いますので、ぜひ出会いをつくる場、婚活などもそうですけれども、そういったことにより以上に力を入れていただきたい。そうしないと出生率が上がってこない。そこだと思われるんです。そういうことを今後施策として取り上げて、町を挙げてそういう問題に取り組んでいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、うれしいことですので、ただいまの答弁は工事が早く進んだということなんですけれども、町に対していつそれまでにできますとか、開通できますという見込みなどがなかったのかどうか、突然のような気がいたします。議会としても知らされていないので、いいことなんですけれども、それらの密の連絡が国からなされているのかいないのか。

それから、最後なんですけれども、来年、今年度皆仮設が終わりになるということは承知です。ただ、何パーセント、南方仮設は何パーセント自立再建、それから復興住宅、自立再建する人、戻られて仮設にどうしてもいなければいけない、あるいはそういう困難事例などがあったのかどうか。主なでいいです。パーセンテージでお知らせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 結婚の問題につきましては、私は以前はどちらかという個人の問題ということで、どちらかという婚活ということについては意外と積極的ではなかったんですが、ただそういうことばかりをもう言っていられない状況になるということもございます。したがって、地方創生の関係で婚活の問題にも取り組みますし、年度内に結婚相談会も開催するという段取りで今進めてございますので、町としてもそういった、個人の分野になりますが、しかしながら結婚という部分につきましても、町としても積極的に絡んでいきたいと考えております。

それから2点目でございますが、これは多分ご承知だと思いますが、こういった開通式等の問題につきましては、国土交通省としては国土交通省の発表の日までは一切内緒にしてございます。これが発表と同時に我々も同じように発表させていただくということになっておりますので、いつの時点でということになりますと、それはある意味国土交通省が記者会見で発表するという日までは、基本的には表には出さないということになっております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 南方仮設につきましては、供用戸数が351戸でございます。

それで、全ての人の再建について、例えば災害公営に何世帯が、自立再建に何世帯がといった各仮設ごとの統計というのはとっておりません。全体で一定程度、例えば3割の方が災害公営に入居した、自立再建が5割だとかといった全体の数字はございますが、仮設ごとの数字というのは出してございません。理由といたしましては、大小それぞれの仮設住宅には戸数がありますので、例えば10戸ほどのところでありますと、その1戸の割合というのは非常に大きくなるので、ただ単にパーセントだけで表示するというのはどうなのかといったことで、各仮設の細かい数字についてはちょっと現在持ち合わせておりませんので、後に全体、2,495戸の状況につきましては、後刻報告をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま町長の4期目の所信表明ということでお伺いいたしました。行政報告に関しましては私のほうからはあれなんです、所信表明について少しお伺いしたいと思います。

8つの柱を上げていただいて、それぞれに全力で取り組んでいくんだというお話でした。一つ一つの内容は異論のあるところではなくて、ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思うところではございますが、得てして一つ一つの取り組みがばらばらに進行していくということがあってはいけないのかと思います。最後に職員の体制、しっかりと職員の人材育成も含めて取り組んでいきますと、促していきますというような宣言があったかと思いますが、一つ一つの柱だけでは町の課題を解決することには直接的にはやはりつながらないと思います。復興の総仕上げをしながら人材を育成していく、移住定住をふやしながらか交流人口もふやしていく、また例えば南三陸町のブランドをつくりながらそのブランドにエコタウンへの挑戦というものを絡めていく。それぞれの取り組みが連動していくということが大変重要だと思います。

私は4年間議員活動をしていて、皆さんとお話をさせていただく中で、どうしてもやはり行政の組織体制として、縦割りの弊害というものが見受けられるように感じる場面がありました。それを今後この町長の新しい4期目の体制のもとでどのように解消していく、もしくは今まで取り組んでこられたことをどう進展させていくのか。

新庁舎ができました。ワンフロアで非常に見晴らしというか、横のつながりがとりやすいような体制になるかと思っています。そこをどう生かしていくのかということ、町長のお考えとしてお伺いしたい。

もう一つ、4年間の所信表明ということでもありますので、少し大きいお話をさせていただくと、以前の一般質問だったか予算編成に当たっての総括質疑だったかどうかだったと思いますが、南三陸町としての復興宣言、我が南三陸町はここまで来ましたということ、町長のこの4年間の任期中に考えがあるのかどうか。今の時点でお話しいただけることというのはさほど多くはないのかと思いますが、胸に秘めている思いがありましたらぜひお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず第1点目のご質問でございますが、確かに後藤議員のおっしゃるとおりでございます。横串と申しますか、風の通りがよくないとどうしても縦割りという弊害、そういったご指摘をいただくのは我々行政の組織だと私も認識しております。

ただ、我々変わらなければいけないという現実が実はありまして、今派遣職員の方々81名いらっしゃいます。そしてまた再任用の方、それから任期つき職員の方々を含めると百数十名の方々がいらっしゃいます。これは、ほかならぬとおり、復興計画10年、復興庁も10年で終了ということになります。したがって、その後の、その終了後の派遣職員の人材派遣分の予算、財源、これが果たしてどうなるのかということは全く読めないという状況でございます。したがって、我々は復興庁と今やりとりしているんですが、基本的には復興庁としての考え方は、とにかく復興庁も10年ということですので、全ての復興事業については10年で決めていただきたいというお話を復興庁はしてございます。果たしてそれがすべて可能なのかということは、これは南三陸町だけではなくて気仙沼市とか、あるいは石巻市とか、大規模被害を受けた自治体においてはなかなか厳しい現実があるんだろうという認識をしてございます。

ただ、なぜこの話をしたかといいますと、いずれ職員は減っていきます。今まで1つの仕事をやっていたのが、これからは1人で2つの仕事、3つの仕事をやっていかなければならないという現実が間もなくやってまいります。そういうときに、これまでと同様の仕事の内容をしていたのでは到底追いつかないということは、現実としてございます。したがって、否応なしに職員の意識改革、これはならざるを得ないだろうと私は思っています。そういった意味におきましては、ある意味急に派遣職員がいなくなるわけではございませんが、少しずつソフトランディングはしていきます。

今81人の派遣職員とお話しましたが、来年も、10人前後にはなろうかと思いますが、派遣職員が減ると。これは、派遣職員が減るとするのはだめなことではなくて、南三陸町の場合は、

ほかの自治体は足りない足りないと言っているのと、うちの場合はそうではなくて、ある意味復興が進んできて、これまで充足率ほぼ100%でやってまいりましたので、復興が進んできて減っていくということになるわけですから、余りうちの場合は悲観的な捉え方をしなくてもいいんですが、ただ少なくともそれでも派遣職員の方が減っていくということの現実、我々としては見据えなければいけないと思っておりますので、今お話がありましたように、これからの4年間でそういった職員の皆さんの意識というものが当然変わらざるを得ないだろうと私は認識をしております。

それから、復興宣言の関係でございますが、前にも後藤議員からご質問をいただいて、早く復興宣言をしたらどうですかというお話もいただいた記憶がございます。その際にちょっとお話をさせていただいたのは、まだ仮設住宅にお入りになっている方々がまだまだいらっしゃる中で、到底復興宣言というのは現時点としてはできないだろうというお話をさせていただきました。今もそういう思いはあるんですが、実は逡巡としているのがあります、やはり。間もなく仮設から皆さんお移りになって、来年の3月には大体の仮設住宅から皆さんはもう終の棲家にお移りになるという現実が目の前に見えてまいりました。しかしながら、それだけで果たして復興宣言をしていいのかということについては、どうなんだろうと今、私自身として今逡巡としてございます。そういった中で、どのタイミングで復興宣言をするかということは、これからもいろいろ検討していかなければいけない問題だろうと思います。

ただ、少なくとも復興宣言につきましては、復興計画があと3年半で終了するという現実が我々にあります。したがって、この復興計画が終了するという間のうちには、復興宣言は南三陸町としてやらざるを得ないだろうと私は認識してございます。ただ、今の時期で、どの時期なんだということについては、残念ながら明確にお答えはできないということについてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 行政の職員の皆さんの意識改革なり体制を含めて、変わっていくことは避けられないというか、変わっていきます、体制が。それにあわせて意識も変わっていくでしょうし、それを促していくというお話のようですが、実際に去年までは100名を超える派遣職員の皆さんがいらっしゃって、それが減ったわけですよ、二十数名。であれば、意識改革はもう既に始まっていなければおかしいだろうと思います。

先ほどその新庁舎もできてというお話もいたしましたが、4年間の所信を述べるに当たって、ここまでは進んできてまいりましたと。その兆候が見られますと、それをより大きくしていくん

だというようなお話が聞けるのかと思いましたが、今後ゆっくりと進んでいくのではないかと  
というようなお考えのように聞こえました。少し、それでは民間の皆さんの考えとか、町民  
の皆さんの復興に対する捉え方とか、町の町政運営に関しての興味、関心からいくと遅いの  
ではないかと思えます。その点、もう一度だけお伺いしたいと思えます。

それから復興宣言についてですが、これも10年間の節目というのは国が勝手に決めた節目で  
すので、南三陸町がどこまで復興したのか、復旧をなし得たのかということが復興宣言にと  
って最も重要な要素だと思います。ですので、予算がなくなったので復興宣言はしなければ  
いけないからしますというような姿勢では、これはちょっと違うのではないかと。だったら  
宣言しないほうがいいと。以前と言ったことが違うような気がします、思います。

いち早くするという意味として、被災地というのは南三陸町だけではありませんので、岩手  
から福島までの各自治体、大きな被害を受けたところに先がけて南三陸町が先頭を走ってい  
くんだという思いを、ぜひ復興宣言という形で内外に示してはどうかという以前のお話でし  
た。そういう意味でも、いち早くそれを目指すんだという姿勢は、もちろん逡巡があるとい  
うことは踏まえた上でも私はいち早い宣言、宣言でなくても何でもいいんです。どのような  
形でも結構ですので、町長としてのメッセージを発していただきたいというのは強く思いま  
すが、重ねていかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目のご質問でございますが、確かに今私の答弁の仕方ですと、これ  
からの4年で変わっていくだろうというような受けとめ方をしたと思えますが、決してそう  
いう意味で言ったのではなくて、いずれそういうことにならざるを得ないという、まず町と  
しての体制の問題をお話ししましたが、基本的な考え方については、後藤議員がお話する  
ように、人がいようといまいと横軸をしっかりと通しながら、風通しをしっかりとよくしなが  
ら、縦割りというものの弊害ということについて除去をするということについては、これま  
でもある意味やってまいりました。しかしながら、それが十分でないということについては  
私も十二分に認識をさせていただきますので、そこは人事課長を含め、副町長も含め、皆さんで  
そういった横串をしっかりと通せるように、そういう体制づくりというものについては、これ  
までもそうですが、これからもしっかりとやっていきたいと思えます。

復興宣言の考え方につきましては、いろいろこれからも考えながら、町としてもそう遅くない  
時期になるか、いつになるかはともかくといたしまして、しっかりとやっていきたいと思  
います。ここはひとつご理解をいただくしかないと。

○議長（三浦清人君） ほかにございませんか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

ただいまの町長の所信表明の中に、5番目に、南三陸のブランド化に、一番最初に水産業を上げていました。私は海岸線の疲弊した場所に海の駅を立ち上げる構想で、南三陸町にブランド化が拡大を図っていくべきと私は思っています。そういった今の現状の中で、志津川地区、歌津地区の格差を私は感じています。

また、戸倉地区の大幅な人口の減少の中で、子育て支援の充実、移住・定住拡大策、あとは交流人口の拡大で、南三陸町の将来に向けた人口の拡大や維持ができるかという、私は疑問に思います。道の駅のあり方は、地域の発展に欠かせなく、新しいまちづくりが進む中で、この辺をしっかりと町としても設置場所などを考えていくべきと私は思います。戸倉地区の人を引き戻すには、水産業の新たな取り組みが私は必要だと思います。これまでに37%の戸倉地区民の方が町外に流出しています。この沿岸地域の住民の帰還を町として別な形で進めることも私は必要だと思います。

町長の所信表明の中の思いは強く感じていますが、これだけでは私は足りないと思います。この辺の考えをもう一度お聞かせください。

あとは、震災復興祈念公園が、被災自治体で気仙沼市、東松島市などは今年中にも完成を目指しています。そんな中で、南三陸町においてもまだその姿が現れず、この祈念公園が30年度という報告を耳にしましたが、今後の復興祈念公園の進め方、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。（「確認したいんですが、海の駅ですか」の声あり）道の駅と、海という。

ちょっと確認したいんですが、先ほどの発言の中で海というお話がありましたが、海の家なのか道なのか、あるいは道の駅なのか、その辺をもう一度お願いします。

○4番（千葉伸孝君） 今全国で言われているのが、道の駅の中で、今度は海の駅という構想が全国の中にあるみたいなんです。南三陸町は海のまちなので海の駅ということで、海岸線の被災した自治体、被災した地区に海の駅の構想はないのか、そういったことです。

○議長（三浦清人君） わかりました。

町長。

○町長（佐藤 仁君） 海の駅という考え方でございますが、基本的に町としてこれまで検討した経緯がございません。したがって、今この場所で海の駅をつくるかつくらないかという答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、8つのこの柱の中で十分なのかというお話がありますが、確かに幅広く考えていけば、この8つだけで果たしてこれからの南三陸町を引っ張っていくことができるのかということについては、私自身も思います。しかしながら、ある意味柱というのは必要であります。議員の皆さん方の役割というのは、そういった我々が提案したものに対して、こういう提案の中でこういう議論が必要だと、あるいはこういう施策が必要なんではないかというのが、これは議員さん方のある意味一つの仕事の役割だと思います。我々の足りない部分につきましては、十二分に我々も議員の皆さん方の意見に耳を傾ける度量もありますし、そういう柔軟性もあります。どうぞこれからいろいろ、さまざまな我々としての政策の問題の中で、不足な部分あるいは足りない部分がありましたら、どうぞ議員の立場としていろいろご意見をいただければと思います。

なお、祈念公園の関係でございますが、特別委員会を今回開催させていただいて、その中で説明をさせていただくということになりますので、このご質問につきましては、そちらでご意見をいただければ答えさせていただきたいと。その場合、事務方から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 4番議員、後で特別委員会を開催した折に詳細の説明をしたいということですが、それでよろしいですか。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長の意見もわかるのですが、震災からことしで6年9カ月になります。しかし、その中で、町の復興は進む中で、人そして心の復興はしているのかという、私は疑問を持っています。そして、その復興の姿が形としてはあるんですけども、将来を見据えた形として私はまだまだ行政、議会も含めた取り組みが薄いと私は思っています。

そして、今佐藤町長が提案とか議会との議論の中でと言っていますが、なかなかまちづくり協議会の中でも多くの議論をしたんですが、なかなか一町民の声が行政には届かないという現実を、私はまちづくり協議会に参加して感じています。できれば町民の声をもっともっと深く聞き入れて、これ以上の町の危険がないように町長にはお願ひしたいと思います。

あと、祈念公園の委員会が立ち上がるということなんですが、なかなか人道橋というコンペ後の構想がなかなか形になって見えないということが私は感じられますが、その全体像として、人道橋、この部分だけでいいですから、いつぐらいの着工を予定しているのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興途上でありますので、さまざまな課題等があるのは我々も承知をしてございます。そういったご意見、さまざまいただければ、我々としてはしっかり取り組みたいと思います。

まち協のお話が出ましたが、そうなんだろうかと私実は聞きながら思っていたんです。例えばまちづくり協議会の中で、これはある意味志津川地区のまち協もそうですし、戸倉もそうでしたし、歌津もそうです。それぞれのまちづくりの協議会の方々がさまざまな議論をしてまいりました。例えば一つの例を申し上げれば、志津川地区のまちづくり協議会でさまざまな将来、新しい南三陸はこうあるべきだという、そういうご提案をいただきました。そのご提案については当然、ある意味その姿を今の志津川地区のああいってグランドデザインの中に反映をさせてございます。ですから、そこはひとつ誤解のないようお願いをしたいと。確かに一つ一つ町民の皆さんが言ったことが、すべからくそれが実現可能なのかということになりますと、それぞれ財源の問題、あるいはいろいろな制度の問題等があって実現できないものも多分にあったかもしれません。しかしながら、大枠の、大局的な部分についてはちゃんと取り入れてございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、人道橋の問題につきましては、この後一般質問で、倉橋議員から一般質問で通告になっておりますので、そちらのほうで答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにございますか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。

私も実はこの後に一般質問を出してしまして、今回の所信表明に対しては、以前ですと、今回もそうなんですが、新しい議員たちが活発な質疑をなされたもので、私の一般質問の部分が残らないのではないかという、そういう不安があったもので、今回3件目に出させていただきました。

そこで、それは置いておきまして、今回この一般質問の内容にもインターチェンジのことが出ているんですが、そのさぐりではないんですけれども、インターチェンジに関して簡単に伺いたいと思います。

そこで伺いたいのは、間もなく開通ですけれども、港までも来年度、そして近々本吉から気仙沼までも開通するという、そういうニュースも流れています。そこで、一般質問の関係もありますから町長に簡単に伺いたいんですけれども、今回の伊里前までの開通に対して、商店街を初め町にとって、いろいろな見方があると思うんですけれども、吉と出るか凶と出るか、白黒ではないんですけれども、どのように町長考えているか、そのところだけ簡単に

伺いたいと思います。

あともう1点、町外の巡回バスの件について伺いたいと思います。前議員もパーセンテージ等を聞いていたようですけれども、私は簡単に、直近の状況でよろしいですので、町外の仮設住宅、例えば佐沼のほうに今何世帯ぐらい住んでいるのか、もしくは住まなくても名義的に埋まっている状態になっているのか、横山その他町外の、この場で資料がありましたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 一言でいえば、簡単にいえば、吉だと思います。

多分ご承知のように、志津川インターチェンジ供用開始になりまして、よくマスコミの皆さんがストロー現象ストロー現象ってお話ししますが、逆ストロー現象が起きていると思っております。さんさん商店街を含め、大変仙台近郊の方々がたくさんおいでいただいておりますので、そういった意味において、三陸道が延伸をすると、ある意味目的にしなければいけないまちづくりというのは、これは当然私はしっかりやらなければいけないと思いますが、いずれ北進をしていくことによって、この辺の一番大きい町であります政令市の仙台市がどんどん近くなっているんですが、すごく南三陸にとってはいい流れになるだろうと私は思います。ハマレもそうですし、それから前にちょっとお話ししましたが、平成の森の野球場につきましては主に高校野球の予選を含めて誘致をさせていただいて、ある意味仙台から選手等も含めまして移動時間が非常に短くて済むということになりますので、いろいろうちの町の、いわゆる歌津地区のそういった施設をさまざま利用できる機会につながっていくと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 南方仮設住宅につきましては、11月末現在で20世帯、28戸、51名の方が入居といった状況でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全体の供用開始の具体の数字は出てございません。今知り得ている情報とすれば、（仮称）大谷気仙沼インターチェンジ間が年度内に開通する見込みであるという程度でございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） インターチェンジに関しては今後一般質問で質疑させていただきたいと思っております。

仮設住宅に関しては、佐沼だけなのか、横山その他はもう全部撤去というかそういった状況になったのか、そこだけ伺いたいですけれども。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町外仮設につきましては、先ほど申し上げました南方仮設が2カ所、それから横山に1カ所、こちらには2世帯が入居中でございます。

撤去については、全体ではまだ進んでおりませんので、南方については……（「それはいいです」の声あり）いいですか、はい。

○議長（三浦清人君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時20分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

町長、教育委員会より書面にて提出された町長日程及び教育委員会行政報告に対し、聞きたいことがあれば休憩間に伺ってください。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時53分 開議

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。また、請願、陳情等の処理状況についても含むものといたします。

10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 工事関係ではなくて、請願あるいは陳情について二、三お聞きしたいと思います。

2ページの中段、平成26年の陳情2の1であります。未来道に関する陳情書であります、昨年の12月定例会では町道認定の作業を行っているという報告でありました。ことし6月に認定されました。今後、用地の確保あるいは整備手法ということで引き続き検討したいとい

うことであるんですが、実際の検討状況はどの辺あたりまで進んでいるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、3ページの平成27年陳情3の3、防犯カメラの設置に関する陳情ということで、いろいろと市街地も整備されてきているようでありますが、これは設置の方向ということで解釈してよろしいかどうか、その辺あたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは1点目、未来道の処理状況ということでございます。

記載のとおり、昨年6月の定例会におきまして町道の認定作業を行わせていただいております。ただ、起終点がそれぞれまだ道路の形を成していないということで、予定線ということでの日程でございます。

一番の課題となっておりますのが、町道名足線との接続をいかにするかということでございます。議員御存じのように名足線と高低差がかなりあるということで、前々からそこが課題となっております。道路構造令にしたがって整備をした場合沿道利用が不可能となる場所がございますので、そこら辺の検討なんかもこれから必要になってくるという点が1点。

それから、どうしてもこういう問題ですと、財源の問題がございます。現在の制度の中で一番有利な制度を使って整備をしたいと考えておりますが、残念ながら現在私のほうで捉えているものは、町の手出しがやはり半分ほどあるという事業はあるんですが、それ以上の有利なものが今見つからないという状況でございますので、基本的にはそれが一番重要かと考えております。引き続き国の制度を利用しながら、町にとって有利な方法をさぐっていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 防犯カメラの陳情の件でございますが、防犯カメラにつきましては設置の主体として、設置する側として自治体が設置するものとか、あと行政区とか自治会が設置するもの、そのほか商工会、事業所等が設置するものと、さまざまございます。

その中で、設置につきましては現在法律的な縛りはございませんで、今回平成28年度末に宮城県の防犯カメラ設置に関するガイドラインというのが示されております。その中でちょっと問題になってくるところが、不特定多数の人が集まるところに設置をするという条件がございます。そこら辺の問題もございますが、現在町で設置をされているところが、確認できているところがさんさん商店街、ハマレ歌津、アップルタウンについては事業者のほうで設置をしていただいております。その中で、町としましてはガイドラインに従って管理をし

ていただくという方向でお話を進めていかなければならないと思っています。

町としましては、今後震災祈念公園とか道の駅とか、そういうところについては不特定多数の人が集まるというところでございますので、設置については今後検討していかなければならないと考えております。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 1つ目の未来道であります、昨年の状況では平成30年度に予算を要求したいという話も出ておったようでありますが、その辺あたりはまだ町がやっていく有利な方向性というものは見当たらないのかどうか。去年の12月の説明においては4割の町負担というような、町の有利な方向で進めていきたいと。それで、平成30年度の予算を要求したいという回答があったわけです。それが、今になるとまだ足踏み状態だということの内容であります、今後その方向性として、これをどのように進めていくのか。いろいろ今復興事業優先という中で、大変難しいところもあるんだろうと思いますので、その辺あたりの考え方は、今後の。

それから、カメラについては、今後行政側として不特定多数が集まる箇所には設置していく方向で考えていると、そう捉えてよろしいですね。

○議長（三浦清人君） これは町長ですね、未来道。

○町長（佐藤 仁君） 未来道につきましては、今高橋議員がお話のように、これまでの経緯、経過、当然でございます。震災のときに地域の方々が避難道路という形で整備をしていただきまして、それを引き続き町道認定をして整備をしていただきたいと、地域の皆さんの要望はお聞きをしております。

しかしながら、ご承知のように財源の問題というのがやはり一番大きいわけでございまして、その中でどうしても、町としても道路整備につきましてはそれぞれ優先順位、順番を決めてやってございます。ご承知のように、私もこの場所でも前にお話ししていますように、入谷の横断1号線等々については、これはもうスタートしてございます。そちらの財源はまず優先しなければいけないということでございますし、それからそういったそれ以外の部分もでございます。

その中で、今ご案内のと通りの未来道につきましては、やはりどうしても町の財源をいかに少なく出すか、少なく済むかということの提案、いろいろ町としてもその辺の検討はしてございますが、そこがなかなか見い出せないというのが正直なところでございますので、そこはひとつ担当課を含めて、その辺の財源の手当ての仕方ということについてははっきり

我々もこれからも検討してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 震災公園とか道の駅につきましては、やはり不特定多数の人が多数集まるといふところですので、ガイドラインにのっとって今後検討は進めていかなければならないと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

2点ほどお伺いいたします。

1ページ、請願・陳情等の処理状況の中から、平成24年度に出された陳情です。伊里前地区から出された防潮堤なんです。「自然・景観・海産物」を次世代に残すために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書ということで出されております。これ、今後、私も一般質問で出させていただきました。この背後地の利用の仕方です。

今さんさん商店街がなぜこんなに観光客でにぎわっているかということ、海の新鮮なものを提供するから、少々高くても観光地に行けばみんな食べてくれるんです。もちろん2,500円というもので、一般町民の人たちは高いというイメージがあるので、一般の人向けではなくて観光地向けの料金なので、都会から来た人たちはそれを目的に来ている人が大多数でございます。そうしたことから踏まえて、この伊里前の背後地、防潮堤の、道の駅でもいいし、名称は海の市でもいいんですけれども、この9日に向けてあそこが開通します。皿貝インターが開通します。そうすると5分で行けるところなものですから、そこをこの南三陸の特産、海の幸が豊富な町ですから、そこらにそういう食するところをつくってはいかがかということでの一般質問をなさいました。

そうしたことから、今後この陳情書をどのように生かしていくのか、絡めていくのか、今後のご検討をお伺いいたします。

それから、4ページです。

平成28年の請願2の1、清水地区防集移転避難道取りつけに関する請願書が出ております。これも採択しております。今後、ここは、清水団地は道路が進入路1つで、あと抜け道がございます。それに合わせて峰畑団地も同じです。以前、1年前ですか、国の要望に行くとときこれらも要望の中に入れて出すというのが、急遽書面では出さないということになりました。そういった経緯から、今後これをどのように町として取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって1点目、伊里前地区の防潮堤の陳情でございます。

3名の方から陳情をいただいておりますので、当然地区のことでございますので3名の方とご相談ということではなくて、伊里前のまちづくり協議会の中で議論をしていただきました。その中に、事業所でございます県土木事務所も参加をしていただき、それから漁港事務所も参加をしていただくということ、それから町と、3者で参加をしていろいろ議論をさせていただいたところでございます。

結果的に、記録に間違いがなければ平成27年度に一定程度のご理解をいただいたということで、伊里前川での測量に着手、その後国道45号線の測量に一部着手、それから一番最後になりましたけれども防潮堤の測量に着手ということで、防潮堤につきましては現在工事請負契約の締結がされまして、今地盤改良工事を着手しているという状況でございますので、基本的には陳情にありましたとおり地域の皆様とそれなりに協議をさせていただいて、位置の決定、それから背後地の利用等々の議論をさせていただいたということでございますので、その議論の結果に基づいて今事業を進めているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 避難道に関しては、私から答弁させていただきます。

これはずっと清水の皆様方にもお話をしておりますし、それから柘沢とか峰畑団地もそうなんですが、避難道といいますか上がっていく道路が1本しかない。もう1本つけていただきたいと各団地からいろいろお話をいただいております。復興庁とこれまでもずっとやりとりをしてまいりましたが、残念ながら復興庁ではその2本目の避難道については一切負担をしないということは明確に言われてございます。したがって、もしこれからつくるのであれば全て単費ということになります。

実はきのうも行政区長の会議がございまして、清水の区長からこのお話をいただきました。明確に私もお話をさせていただきましたが、単費で造成をすると、道路をつくるということについては、今の町の財政状況を考えたときには全く不可能だというお話をさせていただきました。

多分及川議員もご承知だと思いますが、清水団地から避難道を出すのは大上坊のほうに出すということですが、ご案内のとおりあそこは高低差が大変ございます。したがって道路を1本つくるのに町の金で数億の金が必要になってまいります。清水の団地をつくってしまうと、ほかの団地も全て必要ということになってまいりますと、2桁、10億をはるかに超え

る町の単費を出さなければいけないということになります。そうしますと、町としては到底財政として耐えられないという状況になります。

したがいまして、今あえて私が答弁させていただいたのは、避難道の2本目はつくらないということは町として明確にお話しをさせていただくということで私が答弁させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点目のまちづくりの関係は、現在防潮堤をつくっておりますけれども、今後その背後地の土地利用計画、整合性を図りながら事業を進めるとありますけれども、どのような今後土地利用を考えているのか、その辺をお伺いいたします。

避難道については、以前防集の工事のときは抜け道がつかれるような状況下であったと思っただけですけれども、その後法整備が変わりまして、今町長が復興予算でないとできないというような答弁ですけれども、当時いろいろな団地を形成していて、多忙なことはわかっております。その中でつけていけば、結果論ですけれどもこれは、当時そういうことを考えていけばよかったのかと思っておりますけれども、当時からだめですか。それについては復興予算ではできないということなので、わかりました。

まず、その伊里前の背後地の土地利用の計画について、もう一度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 陳情の趣旨は防潮堤の考え方を見直していただきたいということなので、本来であれば土地利用については陳情されていない事項でございます。

土地利用につきましては、当然くぼ地になることが予想されておりましたので、当然くぼ地を解消したほうがより後の利便性があるだろうという、この部分については町の提案でございます。当然、事業者が決定して、その事業者のために盛り土をするという内容ではございませんので、基本的には後々多面的に利用できるように条件を整備しておきたいという内容でございます。

一部国道の工事により移転を余儀なくされる方もいらっしゃいますので、その方たちの移転先というような取り扱いも現在考えておりますけれども、基本的にはまだ町営地のままの一つの広場、ただその広場につきましても地域の皆様方で、これまでもあったとおり地域の催事に使いたいというお話はいただいておりますので、その点についてはこれから進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は1時15分といたします。

午後0時12分 休憩

---

午後1時15分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

歌津総合支所長が着席しております。

---

日程第5 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番佐藤雄一君。質問件名、1、介護保険を利用した住宅改修について。2、当町の耐震診断と住宅改修の促進について。3、入谷の里山構想の実現に向けてについて。以上3件についてであります。3番佐藤雄一君。

〔3番 佐藤雄一君 登壇〕

○3番（佐藤雄一君） 3番、新人の佐藤雄一でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

私自身、このような形で壇上に上がるということは今まで経験したことがないものですから、皆様方におかれましてもひとつよろしく、失礼なことも言うかもしれませんが、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。私もこういう立場になった以上、町の発展のため、それから地域の活性化のためにこの4年間を町民目線で頑張っていきたいと、こう思っております。

これから、通告にしたがいまして質問に入らせていただきます。

通告どおりの質問でありまして、一問一答、質問相手は町長でございます。

1件目、質問の要旨、介護認定を受けられた方々の住宅改修の後の支払いの軽減について、利用者が一時的とはいえ工事代金を全額支払うという償還払いと、それから今まで償還払いというのが大体利用者が使っていた支払い方だったんですけども、それが利用者にとって大きな負担になるのではないかとということで私発言をさせていただきます。これらを最初から、できれば1割、2割の負担で住宅改修ができないか、利用者に軽減できないかということで発言をさせていただきます。

以上、この登壇より質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤雄一議員のご質問、介護保険を利用した住宅改修についてというご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

介護保険制度における住宅改修の制度につきましては、改修を行った被保険者が一旦費用の全額を支払って、その後に市町村の担当課に申請して自己負担分を除く保険給付分の支給を受けると、いわゆる償還払いを原則としてございます。

ご質問の内容につきましては受領委任払制度で、利用者は費用額の自己負担のみを施工業者に支払って、保険給付される分につきましては利用者から受領に関する委任を受けた施工業者に支払うことによりまして、利用者の一次的な費用負担を回避する方法ということだと思います。

住宅改修は利用者の心身の状況や日常生活、住居の状況等を総合的に勘案することが重要でありまして、施工業者等の研修会開催や関係機関との連携によりまして適切な住宅改修が行えるように、また利用者の一次的な負担を軽減して住宅改修制度をより利用しやすくするために、受領委任払い制度については前向きに検討させていただきたいと思っております。

こういうのは利用していただいて初めて制度が成り立つものだと思いますので、それに今質問の趣旨に乗った形で、我々としても前向きに考えたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 受領委任払だと、原則的には登録業者でないとできないというようなお話だったんですけども、その辺はどうなっていますでしょうか。誰でもできるような形で工事ができれば一番いいんですけども、今まで原則的には償還払いということで、今町長が説明したとおりでございます。償還払だと、一時的にでも私が今言ったように大変なのかと。金額が少なければいいんですけども、限度額が20万円近くになるとまた一時的にこの利用する人も大変なのかと思って今発言をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話がありましたように、上限が20万円ということになります。保険給付が9割ということでございますので、18万円が保険給付ということになりまして、残りの2万円、これが自己負担ということになるかと思っております。

先ほどご質問ありましたように、受領委任払いの取り扱い業者ということでございますが、

基本的には介護保険制度を理解していただくとか、あるいは介護支援専門員の皆さん方、あるいはリハビリの専門職の皆さん方、それから施工業者の方々、そういった方々がお互いに制度を理解した上で、それで登録をしていただいて、そういった方々に対しては、先ほどお話ししましたように受領委任払い取り扱い業者として登録をさせていただいて、その中でその方に工事をした方は保険給付という形の中で、いわゆる利用者の負担が軽減されるという形の中での支給は可能かと思っておりますので、いずれそういった専門業者という形の中で、まず前提として登録をしていただくということが大前提かと思っておりますので、その辺は業界の皆さん方にも佐藤議員が近いということもございまして、周知をしていただいて、広く広めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今町長のお話した通りでございますけれども、前までは私もさっき言ったように償還払いということで、利用者が一時的に全額を負担したということで私提案させていただいたので、できれば受領委任払いだと地元の大工さん方ができないような形にもなりかねないと思うんです。それと、業者が他所から来て、登録業者だからってやられてしまうと、地元の大工さんたちとか、地元の業者ができないような形になってしまうものですから、一応、できれば償還払いについても地元の業者にやっていただけるような形で、南三陸町が先がけて、他町村より早めに実行していただければと思っておりますのでございませう。

私の質問は、1番目はそういうことです。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、私から受領委任払いの制度の内容についてお答えしたいと思います。

現在質問のとおり、償還払いでありますが一時的に利用者の方が負担を強いられるということで受領委任払い制度を利用できないかということではありますが、町としては積極的にその辺を考えていきたいと思っております。

ご心配の事業者の登録につきましても、限度額が20万円でありますとかその辺の研修会等をひらいて、十分に地元の業者の皆さんで対応できる事業だと思っておりますので、一定のルールの中で地元の業者も登録をしていただいて、そのほうが被保険者さんにとってもやりやすかったりということはあるかと思っておりますので、その辺は町独自に基準を定めながら実現可能な方策であると思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

関連なんですけれども、これからこの町も高齢化社会に向かっていくと思われま。これは絶対そうなると思うんですけれども、それにあわせて、事情があって家族と一緒に暮らせない方も出てくると思うんです。そうなった場合、高齢者が夫婦で生活していくのに老々介護になる可能性も今後出てくるのが多くなると思うんです。それで、そういうときに町として支援策があるのかと、それをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 1点目終了ということで、今次の質問かということでちょっと構えておったのですが。

住宅改修に関連して老々介護等々の問題についてということなんです、通告の6番で及川議員から高齢者福祉の充実といったことも今回載ってございますので、その辺で詳しく述べようと思っていたところなんです、支援策といたしましては、これまでもそういった1人世帯の方、それから高齢者世帯の方につきましては、見守り支援なりそれから高齢者福祉係、包括支援センターを通じまして必要な支援というものは行ってきたところでございます。

今後におきましても、高齢者の方々の世帯にそういった支援の情報等を提供しながら、今後も継続した支援を行ってまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

当町の耐震診断と住宅改修の促進についてということでございます。

当町でも耐震診断、住宅改修と、予算組みを見てもと予算化されているようでございます。ただ、残念ながら町民の理解不足というか、なかなか利用者が少ないということで、そういう少ない状況の中で、住民にどのようにして十分に周知をしていただいて、安全、安心で生活できるような住環境等の整備が必要か、改修工事の促進を図るために助成事業と助成制度の拡充に努めているかをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変失礼をいたしました。完全にさっきの質問で終わりと思ひまして、次の答弁書を読んでおりました。ぱっと読んでしまいました。大変失礼いたしました。

改めて、仕切り直しで2点目になります。

耐震診断と住宅改修の促進についてということでお答えをさせていただきます。

まず、現在実施をしております耐震化促進事業の助成制度についてご説明をさせていただきたいと思いますが、住宅の耐震診断につきましては1件当たりの受診費用といたしまして14万8,300円、このうち住宅所有者の個人負担は3,300円となります。また、耐震改修工事に対する助成額は工事費の半額、最大で50万円。また、宮城県の助成事業を活用しておりますので、その助成額は工事費の6分の1、最大で15万円ですので、合計額として65万円が補助ということになります。また、耐震改修工事を実施した住宅所有者には、所得税及び固定資産税に係る税制上の優遇措置が講じられているところであります。

住宅の耐震診断及び耐震改修工事助成事業につきましては、平成18年度ということですので、私が町長になりまして4年目にこの制度を立ち上げたという制度になりますが、事業が始まった当初、耐震診断が毎年5件程度、改修工事は1件程度で推移をして、大変伸び悩んでおりました。したがって、私は当時の支部長さんにおいでをいただきまして、建築士会の皆さん方にもローラー作戦でご協力をいただけないかということをお願いをさせていただいて、平成21年、22年ということで、2年にわたって耐震診断の受診をいただくためのローラー作戦を実施していただきました。また、耐震診断の受診費用の個人負担の軽減、改修工事の助成額の増額を図っておりまして、その成果もあって平成21年度、平成22年度はそれぞれの年度でおおよそ30件の耐震診断を実施することができました。

しかし、震災後は事業を継続しているものの受診件数が低迷しているという状況になっております。町民の皆様には広報を通して事業の周知を図っているところではあります。さらに耐震化のチラシを配布するなどして、より一層の周知を図ってまいりたいと考えております。また、津波被害の逃れました入谷地区や歌津地区の内陸部を中心にローラー作戦を実施いたしまして、まずは耐震診断の受診件数の増加を図りたいと考えております。

耐震診断の個人負担につきましては3,300円と低廉な負担額に設定しておりますので、町民の皆さんにとって無理のない負担額であると考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それで、この住宅改修なんですけれども、できれば町産材がありますよね、町産材使用の補助、その辺も活用できないでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 町産材の活用の補助事業につきましては現在新築を中心に取り扱っているところございまして、課内におきましてもリフォームというくくりの中で町産材活用を図れないかという部分を今検討しているところございまして、まだ事業化という部

分には至っておりませんが、まずは住宅再建で町産材を使って住宅を建てる方々へを、まず第一として取り組んでおりますので、第二の部分としてはそういった部分も考慮していきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そういうことであれば安心して、少しでも利用できる方があれば幾らかでも補助、使っただけの体制でいいですので、そういう進め方をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

全く私もわからないものですから、2問目の質問は終わらせていただきたいと思ひます。

それでは3件目の質問に入りたいと思ひます。

3件目は、ひころの里の有効活用ということで質問させていただきます。

先般配っていただきました町の第二次総合計画の中で里山構想があることを知りまして、いろいろなことでちょっと開いてみたんですけれども、ひころの里の有効活用を町ではどのように考へているかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは3件目でございます。

入谷の里山構想実現についてということですのでお答えをさせていただきますが、昨年度町では三陸縦貫自動車道の延伸によりまして、本町の玄関口である入谷地区の活性化が交流人口の拡大を図る上でも重要であるとの認識から、官民が連携して入谷地区の交流人口の拡大及び地域課題の解決を目的とした南三陸町里山交流促進協議会を立ち上げ、地域住民等を対象とした勉強会やワークショップを実施してきたところであります。さらに今年度、先日までございますが、鳥取県の智頭町へ先進地視察を実施するなど、関係者の意識改革や当事者意識を醸成する取り組みを行っているところであります。

入谷地区の活性化を考へた場合、やはりひころの里を中心とした連携協力体制が必要不可欠であると考えております。このことについては、本協議会においても参加者の共通認識であります。これまでの勉強会や先進地視察を受けまして、今後アクションプランを策定していく予定としております。

また、ひころの里の有効活用につきましては、昨年度からNPO団体がひころの里においてイベントを開始しておりまして、本年度も6月と10月の2回開催されたところであります。このような民と民の連携が大変重要であると考えております。

さらに、町では老朽化などによる施設の修繕について計画的に実施をするということにして

おりまして、今年度は広場の暗渠排水工事を予定しております。

ひころの里の有効活用を含めた入谷地区の活性化につきましては、入谷地区のシンボルでもありますひころの里をこれまで以上に地域の宝として地域住民や民間事業者等が主体的に考え行動することが、入谷地区の活性化につながるものと考えております。

このようなことから、町といたしましては協働のまちづくりを実現するためにも、引き続き地区住民等による取り組みを側面から支援をしてみたいと考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま町長が言われましたように、ふれあい広場の利用について、入谷の皆さんが、各地域の高齢者が集まってあの広場でグラウンドゴルフ等の練習をしているような形で使っておりますが、今町長が言われましたように、排水工事が始まるということでございます。できればあのふれあい広場を、今相当の勾配がついていますから、平らにしていただければいろいろなイベントもしやすくなるのかと思っているところでございまして、雨が降るとぬかってしまって、楽しみにして行ったらぬかってできないでそのまま帰ってしまうというようなかわいそうなことのない形で、全ての皆さんのために直していただければと、こう思っているところでございます。

それから、町長が今言われましたように、ひころの里周辺には山林が相当あるそうでございます。周辺に花見山公園の、町長知っているように花見山公園づくりが始まっているんですけども、いろいろと町のほうにも支援をいただいておりますし、現在では南三陸 SAKURA PROJECTS 推進チームの応援もありまして、桜やモミジを初め、苗木の植栽をいっぱいしているんですけども、松の木やヒノキ、杉の木等で支障木がいっぱいありまして、植えた立派な苗木もその雫で枯れてしまって、大変な、枯れてしまって何かかわいそうな感じもしておりますし、遊歩道というか通路につきましても老木が倒れかかっているという心配もしております。万が一、あそこに見学に来た方々が通路を歩いていて、あの老木が、マツクイムシ等々で老木が倒れそうになっている木も結構あるものですから、その辺も伐採できないかどうかお願いをしたいと思います。いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 後段部分は担当課長から答弁させたいと思いますが、お話のとおり入谷地区は三陸道が開通しましてから南三陸町のゲートウェイということになります。したがって、南三陸町の入ってきた方々が一番最初に入谷地区に入るわけですので、入谷地区を何と

か活性化したいということで、里山構想ということで立ち上げさせていただきました。

先日、鳥取県の智頭に行っていたのには実は理由がございまして、鳥取県の智頭からはうちの町にずっと職員の派遣をいただいております。その関係で私も智頭のほうにお邪魔するんですが、みたき園という、公園というのか、ひころの里よりもっと古いというか、言葉は悪いけれども汚いというか、そういう場所なんです、汚いという言葉はちょっと取り消し、ちょっと老朽化したと言ったらそのほうがびったりするかな、本当に施設そのものは古いあずまやを並べたりしているんですが、本当に県内からたくさんの方々がおいでになって、その場所で楽しんでいただいて、本当に山の中にあるところなんです、そこはストーリーを持たせているということと、それからおもてなしの心がしっかりしているということです。そういうおもてなしの心がしっかりしているところにはやはり遠くからでもたくさんの皆さんがおいでになるんだという一つの事例だと私は思っております、そういう観点で里山の委員の皆さん方にぜひこの場所をごらんいただいて勉強してきていただきたいということで行っていただいたんですが、帰ってきてちょっと職員に聞いたんですが、大変参考になったというお話をしておりましたので、いずれひころの里を中心にして、入谷地域の活性化そのものを図っていきたいと考えております。

花見山公園も大分地域の皆さん方、長年にわたって取り組んでいただいて大変きれいな花が咲くようになってまいりましたし、それから震災後ずっと支援をいただいておりますが、SAKURA PROJECTSの皆さん、3年連続かな、あの場所に桜を植えさせていただきまして、私毎年行ってそこで植樹をさせていただいているんですが、残念なことに木の関係で枯れるというお話がありましたけれども、シカの関係で随分やられたりしているというのもありまして、大変その辺は懸念をしているところでございますが、いずれにしましても地域にとってひころの里はなくてはならない場所でございますから、我々としてもこれから、さっき暗渠の工事の話がありました、平らにできないかというのは担当課長から答弁させますが、いずれにしましてもあの場所が、松笠屋敷の屋根の部分を含めて改修が必要になってくるという時期になってきていますので、年次計画の中であの地域そのものを改修していきたいと考えておりますので、その節にはよろしくご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） まず1点目のふれあい広場を平らにということでございますが、今回暗渠排水工事が既に始まろうとしているんですが、あれだけの勾配があったとしてもど

うしてもぬかってしまうということで、暗渠工事をやっているということでございますので、あのまま平らになると、さらにぬかるみの状況がどうなるのかといったような部分もありますので、現在のところは平たんという考えはないと。まずは排水処理をしっかりと行って、雨上がりでも少しでも活用できるような方策で改修をしているところでございます。

それと、2つ目の花見山公園の支障木の関係ですが、私ちょっと余りあそこの山の状況については詳しくはないんですが、いずれ町の木とか支障となるような部分については、どうぞうちの担当のほうと、プロジェクトのほうと一緒にあってそういった改善をできればいいのかと思っています。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、最後の質問になろうかと思うんですけども、先ほど町長が言ったように松笠屋敷の母屋の改修工事というか修復工事、私も行って見たんですけども、相当な傷みでありました。大分老朽化が進んでいるという形の中で、なるべく早く手をつけてやっていただかないとまだまだお金がかかりそうな感じもするので、早目の修復が本当に必要なのかと思っております。

あと、ひころの里を委託されている方なんですけれども、できればそういう形で、広場が前日雨天等々でぬかるみが出た場合に、あの通路を利用してイベントができないのかと。というのは、あの通路は3メートル、4メートル弱だと思うんですけども、あそこでイベントをしてテントを張ったりなんかすると、せつかくイベントをしてお客さんが来て通り歩きしても背中合わせでなかなか難しい、荷物を持って歩くのも大変だというような形の中で、広場が平らにならないのであれば、あそこの通路を拡幅というような形で広げていただけないかと思っております。そういうことによって全てのイベントがやりやすくなったりするし、そこにはまたいろいろな人の出会いとか交流が今以上に生まれてくるのではないかと考えておりますので、町で交流人口が今いろいろと計画されているようなんですけれども、そういう関係もふえるのではないかと思います。それには駐車場の整備もですが、周辺道路の整備も必要なかと思っております。ひとつ考えていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） ひころの里のかやぶきの改修の関係については、以前から委託指定管理業者から雨漏りがするとかそういった苦情が寄せられております。町としても部分補修というのは非常に難しいんだろうということで、全面補修という部分を計画的に考えていかなければならないのかと思っております。ただ、一般に工事で事業者は屋根の改修という

部分で工事を発注するだけではなくて、地域の方々が地域の財産であるというひころの里の位置づけをしっかりと持っていただけるような施策の進め方も必要なのかということで、今内部で検討しているところでございます。

具体的には、かやの確保からかやを張るまで、専門の方の指導を仰ぎながら地域の方々がそれに参画できるようなワークショップを開催するなどしながらやっていけば、少しでも自分たちで手を加えた施設であるという地域の誇りも含めて高めていくことができるのではないかとといったような検討を現在しているところでございます。

それと、通路の拡幅については、拡幅するとなりますと母屋側にどうしてものりをつくったり、倉庫等がございますので非常に難しいとは思いますが、これまでも雨等で下がぬかるんだ時にはあそこの通路を活用しながらイベントを展開した例も過去にはございますので、拡幅という形ではなくて、うまく場内を交通整理しながら使っていくという観点で対応をしてきたいと思っています。

なお、あと周辺の道路環境については、建設課長から答弁すると思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町道が通っておりますので、これまで地域の皆様に草刈り等をお願いしている部分、それから町で対応している部分、それぞれございますので、またそこも地域の皆様とやれる範囲をしっかりと決定しながら、町でも管理をしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そういうことで、ひとつよろしくお願いとつか、そういうことはだめだという話なものですから、今後ひころの里の管理委託をされている方々に十分皆さんの希望を取り入れていただいて、里山づくりにしても相談をしながら打ち合わせを十分に整え等々お願いをしたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 最後の質問、要望も含まれているんですが、町長いかがですか。

町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指名でございますので、答弁させていただきます。

基本的には先ほど来お話ししましたように、ひころの里というのは入谷地域のシンボリックな施設と思っておりますので、そういった観点から今いろいろご指摘がありました。駐車場の問題、道路の問題等々いろいろございますが、できるものと、それからなかなか取り組むのが

難しいというものもあろうかと思いますが、本当に地域にたくさんの方々が、人がおいでになるような形の中で整備を進めてまいりたいと思いますので、どうぞこれからもご指導をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 以上で佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、千葉伸孝君の質問件名、南三陸町の合併・震災復興の検証による新たな町づくりを問う。以上1件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇、発言を許します。千葉伸孝君。

〔4番 千葉伸孝君 登壇〕

○4番（千葉伸孝君） 4番は議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

質問の相手は、佐藤 仁町長です。

事項は、南三陸町の合併・震災復興の検証による新たな町づくりを問うです。

要旨の1問目は、旧志津川長と旧歌津町の両議会の決定である「新庁舎建設」を、なぜ新町の初代町長として実現させなかったのかです。

2問目は、一次避難から二次避難、そして仮設への被災住民の住まいの確保への町の計画の中で、志津川地区での町長の「一日も早く！」の説明は、仮設の建設、高台への「終の棲家」の移転の6年8カ月の経過は町長の計画どおりだったのか。「遅い！」との町民の指摘に、その最大の理由と、遅延となったことでの町民の損失をどう考えているのか。

3問目、災害公営住宅の5年間の家賃の軽減策は、激甚災害の制度活用のもとで10年間の「復興計画」の途上にあり、1,000年に一度の大災害の復興期間を考えても、10年間の延長を県と国へ働きかけることを、町民の代表である町長は陳情活動などを実施したのか。「国の制度なので変えられない」と仙台市長の発言もあるが、町長も同じ考えか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉伸孝議員のご質問、南三陸町の合併・震災復興の検証による新たな町づくりについてというご質問ですので、お答えをさせていただきます。

まず1点目のご質問、合併後における新庁舎建設についてであります。

合併協議の過程におきまして、新町の事務所の位置についてはさまざまな議論が交わされたところでありましたが、最終的には新町の事務所の位置は当分の間旧志津川町の役場とし、旧歌津町役場は総合支所とするということになりました。将来の事務所の位置については、商工団地付近を建設候補地の一つとして、2年以内に着手するものとして合併協定書を取り

交わしたところであります。

町では、合併協定書を尊重し、平成18年2月に庁舎建設の可否を含む今後の庁舎整備の基本方針等について協議、検討を行うため、南三陸町庁舎建設検討委員会を設置し、数度にわたる会議を通じて検討を重ねたところであります。平成18年5月に実施をいたしましたまちづくり住民意向調査の結果では、庁舎を新たに整備すべきとの回答は全体の14.5%であります。反対に言えば、庁舎をつくるべきではないという町民の方々が82%ということになりました。

結論として、本委員会では合併の魅力、活力ある新たなまちづくりを着実に進めるため、新町建設計画に示された各種基盤施設整備を進める必要があり、財政状況や住民アンケートの結果を踏まえて検討した結果、生活、産業基盤施設整備よりも新庁舎建設を優先すべきとの結論を導き出すことは非常に困難であるということになりました。これを報告書として平成18年9月に提出をいただいております。

このように、多くの町民が庁舎建設を望まない状況に加え、厳しい財政状況等に鑑みれば、庁舎建設を見送った当時の判断といたしましては間違っていなかったものと考えております。

次に、2点目のご質問、被災住民の住まいの確保についてであります。本町の災害公営住宅整備及び防災集団移転促進事業による住宅団地の整備については、おおむね計画どおりに進捗したものと考えております。復興事業を進める上では「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台に」を基本として高台移転を進めてまいりましたが、山を切り拓き団地を造成するという高台移転には相当の時間を要しました。しかしながら、平成25年12月には第1号となる藤浜団地が完成し、最後の完成となった志津川中央団地が昨年度末でありますので、3年3カ月の間に計画した全ての災害公営住宅、防集区画が完成したことを考えますと、議員が指摘する、遅延したという認識はございません。

また、震災後本町では人口減少が加速度的に進展いたしました。平成27年に実施された国勢調査の結果では本町のみならず被災市町が大幅な減少となっており、震災の影響が色濃くあらわれております。このようなことから、町では特に人口減少に対応した取り組みを展開するところでありますので、引き続き前を向いて歩いていきたいと考えております。

最後に、3点目のご質問、災害公営住宅家賃の軽減策についてであります。東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅については、入居者の居住の安定価格を図ることを目的とした家賃低廉化事業と、さらに一定期間入居者が無理なく負担しえる水準まで低廉にし、低所得者の負担を軽減する家賃低減事業を復興交付金事業として実施しているところであります。低廉化事業については20年間、低減事業については当初の5年間に特段の

減額措置を講じ、6年目以降段階的に通常家賃へ引き上げていくというものになっております。

ご質問の内容については家賃低減化を指しているものと思われませんが、ただいま申し上げましたように、家賃低廉化事業にて家賃が低廉となり、これに加えて低減事業でさらに減額されているという内容でありますので、この件に関しましては陳情を行ったということはございません。

一方で、町といたしましても、昨年度に町営住宅条例を改正し、裁量階層の入居収入基準を上限まで引き上げ、町独自による家賃の低廉化に努めているところであります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ただいまの町長の説明、とりあえずなかなか町民の思っているとおりに進んでいなくて、予定通り進んだというのは町長の考えではないかと私は感じています。

そして、庁舎建設に当たっては、住民からのアンケートをとった場合に14.5%が建設をしたほうが良いという形の意見で町のほうには伝わっているという話も、町長の今の話がありましたが、その反対側の82%は建設すべきではないと、そういった説明だったと解釈しています。ただ、この議会で決まったことを遵守していれば、もっと違った南三陸町の震災からの状況が変わっていたのではないかと私は思います。この辺も含めて、1問目の問題について再度質問させていただきます。重複するかもしれませんが、とりあえず町長には答弁をお願いしたいと思います。

合併時の遠藤副町長の議会の2年以内の着工は、町の判断では検討という意味と佐藤町長も考えていたのか。今説明の中では庁舎建設委員会云々という話がありましたが、震災直後に私が行政にただしたときには、当時の遠藤健治副町長が着工は検討であるというような形の説明をしていました。町長もこの答弁と同じような考えなのか。最終的な決定は町長にあります。なぜ両議会の決定を履行しなかったのか、できなかったのかというと、さっきの住民からのアンケートとかその辺の調査の中で建てない方向にということで行政は向かったと思います。そういった判断でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には合併協議会での決定についてはそういうことだと、遠藤副町長がお話したとおりでと認識してございます。

なぜというか、前提としてお話をさせていただきますが、庁舎をつくるということについては、当然庁舎建設基金というのが相当額必要になってきます。例えばこの庁舎をつくったの

が十七、八億円この庁舎はかかっておりますが、基本的に庁舎を建設する際には約半分ぐらいの基金を持つということがある意味大前提でございます。残りの部分は、これは起債を起すということになっております。当時、旧志津川町においては、庁舎建設基金は800万円ほどしかございませんでした。合わせて旧歌津町におきましてはその庁舎建設基金を公民館の建設に全て使い果たしました。ですから、庁舎建設基金として当時あったのは800万円ということになりますので、財政的に新しく建物を建てるということについては、現実的には不可能だったということが事実でございますので、そこはひとつご理解をいただくしかないのかと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 旧歌津町と旧志津川町の合併に関しては、政府の平成の合併という事業のもとで行われた合併だと私は認識しています。そういった中で、合併特例債という形で、町職員の人員削減とか財政的な今の支出を軽減するための合併だったように私は記憶しています。なぜ合併特例債とか、基金はないといっても、合併特例債を利用してなぜ庁舎建設に至らなかったのかというのは、私の未熟な頭の中の問いでございます。この辺に関してはどうなのでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、庁舎の建設に当たって先ほど言いましたように検討委員会を立ち上げさせていただいて、さまざま各種議論をいただきました。その中で、やはりどうしても町民皆さん、いわゆる検討委員会の皆さん方のご判断は、福祉とか教育とか住民サービスを低下させるわけにはいかないということ、それからあわせて今言いましたように財政の裏付けが全くないという形の中で庁舎の建設をスタートするということについては、これは全く持って無謀だというお話でございます。

さっきも言いましたように、8割の町民の皆さん方が建設に反対という中で、私はどこかの国の独裁者ではございませんので、8割の方々が反対をしているのを、それを押し切って、しかも裏づけの財源が全くない中で建設に踏み切るということについては、これは普通の首長としては、考え方としてはあり得ないと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 8割の方が庁舎の建設をしなくてもいいというような、アンケートの中であったと言いますが、逆に町長が先ほど言われた14.5%、これは建設すべきであって、82%の町民の方がアンケートの中で庁舎は要らないと、建設しなくてもいいというような答

えだったのか。それとも、建設したほうが良いという14%の反対側の数字をとらえて建設しなくてもいいというような町長の判断だったのか。この辺、簡単でいいです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々は民主主義の世界で生きております。したがって82という数字は非常に大きいと認識をしております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 82%の建設しなくてもいいというアンケート調査があったのか、それです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 無作為で2,000名の方々にアンケートを出してございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何度も同じことを言うようですが、とりあえず2,000名の中の14.5%が建設すべき、残った八十三、四%の方が、2,000人の中の、その数の方が反対したということの判断でよろしいですね。建設を反対されたということですね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何度も繰り返しますが、8割を超す方々が建設をしなくてもいいと。例えば14.5%の方々が建設をしろという方々のご意見の中で、多分ほとんどの方々は、財政への問題を含めて理解してつくれといった方々はそう多くはないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1問目の問いに関しては、どうなのでしょう。建設となったら状況も大きく変わったと思うんですが、その辺、私はまだ今の町長の答えには納得できない部分があります。

1問目の2番に行きますが、双方の議会議員の議論を重ねて、多くの時間をかけた苦渋の決断を、南三陸町の初代の町長として、同町の中央の津波の到達しない場所に建設しなかった決定をしたと。議会の決定を遵守していれば役場職員48名を含む町民80名の尊い命を1人でも多く救えたのではないかと私は思っています。これは、佐藤 仁町長の議会決定の軽視の判断ではないかと思えます。

南三陸町の議員に当たっては、町民から選ばれた人間が議員として、最終的には庁舎建設をしたほうが良いということで両町の合併がありました。そういった中で再度それを検討するという事は、南三陸町議会議員の双方の決定を軽く思っているのではないですか。佐藤

仁町長、どうですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 議会の決定も含めてそうですが、私はこういった大きな問題は町民皆さんの大きな決定といいますか、町民皆さんのご判断というのはすごく大きいものだと私は認識してございます。

当時の検討委員会の中で出てきた話の中では、建設をするというよりも、既存の施設とかあるいはそれ以外の施設を利用しながら、何とか庁舎を建設しない方向でやれないかという答申もいただいております。

今随分になりましたので、合併から11年目になりますのでお話をさせていただきますが、合併協議会のとき県からお示しをいただいたのは、県の合同庁舎、これを南三陸庁舎として使ったらどうだというご意見をいただきました。当時の、私も含め、これはずっと私も議会では答弁しませんでした。11年にもなりましたのでお話させていただきますが、当時の歌津の町長もこれで理解をしてございます。そういった中でしたが、残念ながら県が合同庁舎を利用すると、撤退をするというには相当の時間がかかるということがございましたので、撤退が完了するまでは旧来の庁舎で業務を行うということがございましたので、先ほどお話ししましたように、町民の検討委員会の皆さん方の大多数、ほとんどの皆さん方の考え方は既存の施設を含めた形の中で利用すべきということが判断としてお示しをいただいたということです。

千葉議員が理解するか理解しないかは、これは平行線ということになるかと思いますが、私の考え方としてはそういうことだと。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 庁舎建設検討委員会なるものの中で、やはり建設費やアンケートから基盤整備を優先すべきという結論に至ったと。報道での情報でもそういった話は聞きました。

しかしながら、今回の大震災を考えたときに、私はそれが一つの人命を救う岐路にあったような気がしてなりません。やはりそこは誰の責任かといえば、あえて何回も繰り返すようですが、町長の責任だけではなく、やはり議会と行政が一体となって本気で、町民に委託する前に、議会と行政でもっと議論をしていけば良案がもっと見つかったのではないかと。財源がないとかいろいろなこともありますが、そのチャンスが合併協議会の中で庁舎を建てるか何かにかかっていたような気が私はします。このチャンスを逃した、この大震災から少しでも被害を最小限にするチャンスを逃したと、私はこの合併に当たっての新庁舎建設、大きな

問題だと私は思います。

やはり佐藤 仁町長の考えと、私の考えが未熟だからここで議論が合わないかもしれませんが、私は自分一人の話ではなくて、町民の声も少しでしょうが聞いているつもりです。そういった中で、私独断の判断をここで、議場でもって言える立場には私はないです。ただ、町民の人たちの考えを伝えることが議員としての役目だと思いますので、こういった話もあつたんだということを町長には理解していただきたいと思います。

1 問目の件に関しては、私が、震災が起こってから庁舎建設が歌津と志津川の中央にあればというのが、震災の時からずっと聞いていた、考えてきたことです。行政と議会の中にも、庁舎建設の議論に対してはまたかとおっしゃる方もいますが、大震災は住民の生活、事業所の再建も含め、まだまだ終わっていないというのが私は現実だと思います。そして今、震災から復旧・復興、発展期の10年間の町の再生の中で、人口減少や土地整備の遅延、行政のミス、町民への不安、不信があってはならず、もう行政、町長には政治判断の失敗は、私は許されないと考えています。

あえて言いますが、私を町長の批判ばかりと言う町民の方も多々おりますが、私は佐藤 仁町長の経営能力、発展的な思考を認め、町長が町に戻ってきてから新たな風を生んだことは、私はよく知っています。同業者として大きな刺激を受け、旧志津川町でこれまで家業を続けてきました。佐藤町長だからこの大震災を乗り越えられたという方がたくさんおられます。これからは行政のミスや政治判断の、政策決定の失敗は町の疲弊を助長するものと私は思います。議会の決定を重んじ、亡くなられた職員や800名を超える町民の死に報いるためにも、町民のためにも今後の復興計画を締めくくってほしいと願いを込めています。佐藤町長、この辺ひとつよろしくお願いいたします。

1 問目の問いについてはこれで終わります。

2 問目に入ります。

また同じような質問になると思いますが、町長、申しわけないんですが、もう一回同じような質問だったら、お答えいただければ助かります。

今から4年前に議員選挙で落選した私です。この期間に、土地の整備と災害公営住宅の建設、事業所の再建、スーパー建設営業と目まぐるしい南三陸町の再建が進みました。今も続く終の棲家の建設中、これからとの町民も多く、人件費、建設費の高騰など、町民は今も再建に苦しんでいます。これまでの隣町への生活必需品の買い出しの経費支出は現在の生活費の減少を生み、今後の生活苦につながります。生活弱者への支援についてどう考えていますか。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君が退席しております。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は35分といたします。

午後2時17分 休憩

---

午後2時35分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

町長より発言したい旨の申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど合併時の庁舎の建設基金の関係で、旧志津川が800万円という話をさせていただきましたが、訂正をさせていただきます。320万円ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） それでは、引き続き答弁を。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、仮設住宅から終の棲家へ移る時点に至っての被災住民に対する生活支援といった内容で答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、制度であります生活再建支援金の基礎支援金で再建なされる方には加算支援均等々の受け付け、支給事務というものを行ってまいりました。また、住宅の再建に当たっては、防集であったりがけ近であったりの移転事業の補助金、またそういった補助金を使えない人に対しても、町として独自の補助金等を立ち上げまして、そうした支援も行ってきたという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 通告書にない部分があるんですけども、結局は住宅建設とか土地整備が町長は予定どおりだと言っていますが、町民はそんなに長くかかるということは想定していなかったようで、そんなに時間がなく災害公営住宅も土地整備も進むのかといった中で、その延び延びとなった期間に自分の資産であるものを随分使ってきたと思うんです。そんな意味合いから、自分の持ち金が少ないことの現実の中で、町としての支援ということを問うたわけです。

そして、今課長から説明がありましたが、とりあえず震災時に当たっての住宅建設、罹災加算金、その辺は把握しています。ただ、今後の支援策としては、多分今の状況ではまだそう

いった資金も予算もないということの答えだと思います。

そして、ただいまのような考えからもう一つ、通告にはないんですが、町民バスの運賃の町民負担は、車のない町民にとっては大きな負担となっています。ほかの町などは一律100円運行の町の住民支援の中で、今後の町民バスの運行と賃上げ、その辺をお聞きしたいと思いますが、とりあえず以前にもインターネットでそのときの状況を見たんですが、やはりなかなか100円から400円まで。南方がなくなるということで、とにかく今度バス路線の変更とか、そういった料金設定も変更になるのかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） バスの関係でのご質問でございますが、基本的に、ちょっとさっきも申しましたように、最初に倉橋議員がこの問題について一般質問で通告をしております。したがって、余り深くならない程度に企画課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バスの路線につきまして、町内と町外と2系統ございます。今回、先ほど説明をしたとおり、町外につきましては一定の役割を終えたというところでございます。

なお、運賃につきましては、昨年有料化をする段階である各議員の皆様方にもご理解をいただいたところでありますので、当分はこの形を継続するという考え方でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 生活弱者というか生活困窮者のためにもこの辺のあり方をもう一回議論すべきではないかと私は思って、今回の質問をしました。

あと、住宅再建とか災害公営住宅の建設に関しては、町長は予定どおりだったと答弁を聞きました。そういった中で、私の考えでは、町民の人口減少の理由の一つにやはり復興計画の土地整備と災害公営住宅の整備の遅れが起因していると私は常々思っています。登米市の南方や柳津横山の仮設の町長が決めた場所選定の決定が人口減少を加速させたのではないかと思っています。平成29年5月末現在で戸倉地区の39%、947人の減少。志津川地区も35%、2,907人の減少があり、町全体で4,435人の減少を生んだ最大の原因は、仮設を登米市に行ったことと、早期の土地整備と復興住宅のおくれがあったかだと思います。その責任の所在は誰かといったら私は町長と言っていますが、町長は計画どおりだということなので、これに関しても計画通り進んでいると。しかしながら、この人口減少の原因をどのように捉えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 結果論でものごとを言うのは非常に簡単です。

当時の仮設住宅の建設場所につきまして、町内に仮設住宅を建てても電気もない、水道もないという中で、電気水道もない仮設住宅はあり得ないということで、町外に、最初に横山でございますが、そちらに建設をするといったときに、これは我々だけが決めているわけではなくて、議員の皆さん方にもお諮りをして、その際千葉議員も議場においてその案件には賛成しているはずで。

そういったことも含めて、結果論だけで議論をするのではなくて、そういう当時の経緯、経過を含めて、自分自身としてどうだったのかとかいうことも含めながら、その辺の議論をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は従前から南三陸町の場所に仮設を建てたほうが良いということで、議員の一人として町長にも提案してきたし、荒町地区の土地に関してもここでどうだろうということで町長に提案しましたが、町長と当時の建設課長は、10億もかかるんだということで、私の提案は否決されました。そして、入谷地区においても、基本的に住民は入谷地区を望んでいないという話を、町長は災害公営住宅を建てるに当たってもそういった話、あと仮設を建てるに当たってもそれは住民は望んでいないと、そういう答えの中で基本的に、どこもないから結局南方というような結果になったことで、結果というのはやはり検証と反省の一つが結果とのかかわり合いだと思っているんです。とりあえずその辺を検証しないで、結果論だから今議論したってしょうがない的な意味合いは、私はおかしいと思います。

その辺も含めて、今後そういったことがあったときに、議会の提案とか一人一人の意見とか、町長の考えだけを断行するのではなくて、とりあえず皆さんの意見を聞いて、町の存続を図るのには何が一番ベストかということを考えながら、町長にはそういった決定をしてほしいと思います。

2問目の問いというのは、人口減少、これは町に対して大きな損害だと私は思っています。住民一人一人の交付金の金額があります。気仙沼地区では1万人が減少して、町民1人の交付金が50億の、本当は減額されるんですが、特例でもって25億が、何か半分減額になったというような感じをしています。それを考えたときに、町民が4,400人、死亡の方もありますが、減った場合の町に対する1人当たりの交付金によって住民サービスがもっともっと充実するんじゃないかということ考えながら、私はこの質問をしました。

しかしながら、町長は予定どおりだと。人口減少もあの現実の中ではないかと、そういった判断にしか私は聞こえません。それが町長の答えとして私は判断したいと思います。

次に、3問目に行きます。

今現在、住宅建設に当たっては、私も固定資産税の軽減策による5年間の固定資産税の猶予の途中にあります。町内の災害公営住宅の家賃は、5年間の雑損控除の終了により家賃の値上げが災害公営住宅にあり、住民からは入居前に連絡、周知を受けていると聞きました。現在、仙台市の災害公営住宅の入居者が5年後の値上げを聞いていないと、値上げをしないでと要望書を提出しています。災害公営住宅に入居の南三陸町の住民は、高齢者や年金生活など生活弱者が多いとも言われる中で、入居料金の減額や軽減策を講じることで、町民は町で暮らすことを選択すると思います。入居者の子供たちの生活場所へ、両親の引き取りと住むことで、更なる人口の減少とならないか心配です。

そういった観点からも、その災害公営住宅に関しての家賃の町の助成とか軽減策とか、その辺があるなら教えてください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁が重複しますが、ご案内の通り低廉化事業と低減化事業と、2段に分かれてやっております。

低減事業を受けている方々については、低廉化とダブって受けているということになりますので、大分家賃が安く入居いただいているということでございますので、十二分にまでとは言いませんが、ある意味町としてといいますか、国としてでき得る範囲の中でのこういった低減事業につきましては、東日本大震災のみです。それ以外の熊本地震も含めて、こういった低減事業はございません。東日本大震災という特殊なこの大災害だったからこそこの低減事業がありますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

また、私の答弁で足りない部分は、建設課長から答弁させます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、家賃の仕組みについてご説明申し上げたいと思います。マスコミで報道されているのは、実は原因が2つございます。その5年間の部分以外の部分が相当されていますので、それも含めてご説明申し上げたいと思います。

まずもって家賃の決定方法でございますけれども、国で基礎基準額を設定してございます。それに市町村の立地係数、当然東京都や仙台市と我が南三陸町では条件が違いますので、一定の補正率がかかります。これは国で指定をされているものでございます。

それから、次は規模係数というのがございます。標準の広さは65平米と設定をし、狭ければ安くなりますし広ければ高くなると、65平米を分母として、分子は実際入居する部屋の広さでございます。それから、経過年数。当然古くなっていきますので、年数が経過すれば1.0のものが零点九九幾らというふうに年々減少していくという部分。

それから、5番として利便係数がございます。町での立地の状況、それから建物の状況によって係数が変わると。唯一この中で町が裁量として決定できるのが、5番目の利便係数のみとなっております。

それで、先ほど町長が申し上げました低廉事業でございますけれども、国が示す基礎額を低く抑えていると。公営住宅につきましては低所得者向けであるということを踏まえて、家賃が高くならないように改めて基礎額を下げていると。それによって、町に財政負担がございまして、その分を交付金という形で補填をしていただいているという部分でございます。これが入居可能日から20年間ということで、平成26年に最初の住宅の入居がございましたので、平成46年まで続く予定でございます。それから、28年度末でございますので、一番続くのが、志津川中央地区が平成48年までこの低廉事業が続く予定となっております。

それから、もう一方、低減事業でございます。特に低所得者、政令月収が8万円以下の方を対象として取り組んでございます。これは4つの階層にそれぞれ分類をして、収入がゼロの方、それから4万円までの方、4万1円から6万円までの方、6万1円から8万円までの方、それぞれ細分化をして、それぞれに基礎額として設定をしております。通常であればこの基礎額、10万4,000円以下の方に対しては3万4,400円となっております。それを1万600円、1万7,900円、2万5,200円、3万2,500円というような基礎額を設定させていただいているということで、結果としてそれぞれ安くなるという状況でございます。

今回、その基礎額をそれぞれ3万4,400円に近づけていこうというのが、6年目から始まります。その差額分、それぞれ4分の1ずつ、2年ごとに上昇するということになってございます。これが報道されている一つの部分でございます。

それで、先ほど家賃の決定の額で、唯一町が裁量で行えるのが利便係数ということをお話し申し上げました。後で、特別委員会等でまたご報告は申し上げますが、この利便係数につきましては今回の事例がございましてさらに見直しをしております。県内でもかなり優位な数字となっております。

現在、県内21の災害公営住宅がございまして、高いほうでは、最低の家賃を比較すれば、大体うちの町の家賃の水準がどのぐらいになるかが推定できます。21市町村のうち、安いほうか

ら行きまして、南三陸町は3番目でございます。最低家賃が3,500円となっております。いずれこのベースで考えていきますので、5年後、11年後につきましても同じ立ち位置にあるんだろうと考えてございます。

一方、もう一つ、報道されている中で、実は今回災害公営住宅の入居要件、3つございます。一つが、日本国籍があること、または在留資格があること。それから、住居に困窮していること。もう一つが、低所得者であることという、3つの条件がございます。今回、非常時であるということで、3つ目の低所得者であるということが入居条件には加わっておらず、罹災者であることということに変わってございます。そのため、本来であれば入居できない方も実は入居してございます。入居3年後を経過した段階で収入調査はさせていただいて、政令月収が15万8,000円または25万9,000円を超えた方については、基本的には退去のお願いをするというのが規則で決まっております。なかなかこういう状態で退去が難しい方については家賃で調整をさせていただくという内容でございまして、報道があったことにつきましては、その2つが混在して報道なされたということでございます。

現実的に平成26年に入居が始まっておりますので、既に3年経過してございます。ごくわずかでございますが、基準を超えた方がいらっしゃることも事実でございます。これにつきましては、今後入居者の皆様とご相談をしてみたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設課長は専門家なので細かい部分の数字とかその辺を全て把握されているので、私も今回の雑損控除に関しては、気仙沼市のある方がホームページで紹介されていて、それを見て学んできました。その内容の中に、気仙沼市の大震災の被災者向けの最大5年間の雑損控除が終了し、災害公営住宅家賃が気仙沼市試算では平均的ケースで倍になるといいます。例として家賃、現在1万3,600円が、雑損控除が終わった時点で3万3,000円になるといいます。我が町でも雑損控除が、一般的なケースでどれぐらいの料金になるのか、災害公営住宅の住民は家賃が上がることをすごく心配して、今後どうすっぺみたいな形言っています。

そういったことから、できればある程度今の賃金が倍になると、そういった試算でよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 税の申告については専門家ではございませんのでお答えしづらいんですが、あくまでも申告の結果として、結果をいただいて家賃が決まっております。

それで、4月以降の作業の中で、その辺も含めて再調査をさせていただいてございます。既に雑損控除が適用にならない方も大多数いらっしゃいまして、雑損控除のあるなしで家賃が上がるという方はそれほどないんだろうと考えてございます。あるのは先ほど言いました低減化の収量が間近に迫っているということです、そこは何としても段階的に上げざるを得ないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 段階的に上げなくてはいけない、これは制度上だと思うので、その辺は制度にのっとり、町もそのとおり行うということだと思います。

しかしながら、なかなか災害公営住宅の方で、大変ご苦労されている人がいます。そして、被災地宮城県においても生活保護者がふえているということは、なかなかこの生活困窮者が、基本的には家賃も払えなくて大変だということで私は生活保護家庭が増加しているんだと思います。そういった家庭が今後南三陸町に一人でも少なくなるように、町としてもいろいろな対策、政策を講じていかないといけないと私は思っています。

あと、さっき建設課長から説明がありましたが、収入超過の部分ですが、この部分で、現在町では超過分も安く入居させているということで、先ほど課長も話していましたが、25万9,000円以下の世帯は基本的には災害公営住宅に入居できないと、そういった縛りの中で、今後超過所得の方がこの家賃を払うのに大変だからということで、やはり住宅選択をする方と、地元かほかの自治体のアパートを求めて移転する方が今後ふえるのかと。アパート家賃を考えた場合に、超過分で大体現在、これは気仙沼の資料なんですけれども、65平米タイプで政令月収が約15万円から18万円で、初年度で6万2,700円。これは5分の1の軽減策が講じられています。5年目以降は14万8,500円となり割引がなくなります。こういった方が14万とか、極端に言えば17万とか、そういった家賃を払ってまで災害公営にとどまるかというのは、私は疑問があると思います。そういった人たちは、町を離れるか、高台のあき地を利用して家を建てる方向でも考えられるのかと、私は住民の側に立って、考えとしてはそういった構想も考えられるのかと思います。

震災直後に、政令月収で、災害公営住宅に3世帯が同居するに当たって、そのときの最高額が7万8,000円でした。その方は、7万8,000円の毎月の賃金を払うなら、やはり災害公営を待つよりも、7万8,000円の月々の家賃を払ったと思って登米市への移住を決定しました。だから、こういった過去の現実からも学ぶことが、人口減少の歯止めになると私は思っています。

そういったことから、超過処分になったときの災害公営住宅の支払いに関しては、今の入居者にどんな対応をしていくのか。その辺、町としての考えがどういったものがあるのか聞きたいと思います。これは、災害公営住宅の空き地問題とか、今の町で抱えている高台移転の用地の空き地、これにも関係してくることなので、町としてはどんな、この超過分の方の、結局災害公営住宅からの移転に関して考えているのか、その辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅といいましても、基本的には公営住宅でございます。法の趣旨は、低所得者に対して良好な住居環境を提供するという趣旨でございます。たまたま今回非常時であるので、災害公営住宅ということで、収入に関係なく罹災者であれば、繰り返しになりますけれども入居が可能だという状況でございます。

確かに議員おっしゃるように、私も月々の家賃を見ていると、一般的にはこのぐらいの収入があれば家を建てたほうがはるかに有利だと思われる方も何名かいらっしゃいます。それはいろいろな理由があって多分災害公営住宅という選択をされたんだろうと理解はしているんですが、ただいかなせん、あくまでも法に従うと、大変残念なんです、一般的には15万8,000円を超えた場合は、それから特例の方がいらっしゃいますけれども、それに該当する方は25万8,000円を超えるとそれぞれ家賃に反映をさせていただかなければならないという状況にあります。あくまでも、退去という選択もございますが、とどまる場合の話でございます。

ここに対して町がどうという話になりますと、なかなかこれは難しいんだろうと考えてございます。最高額は近傍同種家賃ということで、もし民間で同じような立地で同じような設備をつかったアパートを建てたら通常このぐらいの家賃になるだろうと想定した額でございます。本来であれば、町でそういう借家のマーケット市場がしっかり確定していれば付近のアパートの家賃を最高額にすることも可能でございますが、まだまだ正常な価格ではないということで、建築費その他を計算して、近傍同種家賃というものを設定してございます。これが最高額でございます。

先ほど気仙沼市で十数万円という話がございましたが、まだ気仙沼市ではその家賃を徴収してございません。気仙沼市では最高額8万3,400円が11月30日現在の最高家賃となっております。

ちなみに我が町でございますけれども、11万7,200円でございます。これは単に収入があるということではなくて、手続をしていただけなかった結果、近傍同種家賃となっております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長の意見、何かわかったような、わからないような、ちょっと無知なもので。

とりあえず町にお願いしたいのは、これから災害公営住宅の家賃が高くなるので町から出ようということを考えている人たちに、町長をはじめ執行部を初め、議員の皆さんも始め、この町にとどまるような、相談に乗ったりとか、何とかこの町にいてくださいということで、土地も余っているからここに土地を何とかとかそういった方向で動くことが、人口減少、人口流出の歯どめになるのではないかと考えています。

震災後間もなくも多くの方が南三陸町をあとにされました。町でその人たちを引きとめる算段をしたのかというと、私はそういった活動はしていないような話を聞きます。したって言うんでしょうけれども。ただ、そういった、一人でも多くの人をこの町に残すための活動が行政にも必要だし、議会でも行政に訴えることが私は必要だと思います。そうしないと、ますます人口減というのは、自然死以上に今どんどん人口流出、あと結婚しなくて子供もいないと、やはり子供の可能性も、教育に一杯お金をかけても、その人たちがこの町から出ていってしまったら、やはりどんどん南三陸町って人口が減っていくと思うんですけれども、その辺の対策として、今目の前にある問題にどう向き合うかによって、人口の維持が私はできると思います。

今回議員となり、1回目の質問、出しゃばった質問で町長も少し憤慨しているかもしれませんが、私はこれまで震災からの佐藤 仁町長の活動と、そして議会のあり方を聞きたいと、4年間普通の町民になり思いました。町の復興への違和感は、私だけではないと思います。被災した土地利用や公的施設の再建もありますが、町民生活の安定確保に努め、人口流出策を町の最大の目標に掲げ、行政運営と議会議員の意見に耳を傾けるよう佐藤町長に要望し、私の質問を終わります。

町長、何かあれば参考までに何か教えてください。私の足りない部分で。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれのお考えでございますから私からとやかく言うつもりはございませんが、少なくともこの震災を経験して、私はずっと意識してきたのは、やはり夢と希望をとにかく与え続けるということが執行部に与えられた責任だと思っております。愚痴を言うのも、悩みを言うのも、これは簡単です。しかしながら、それを言い始めますと町民の

皆さんがついてまいりません。そういう思いで、この6年9カ月過ごしてまいりました。

今後とも町民の皆さん方に復興の証がしっかり見えるよう、そういう取り組みをしていきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 以上で、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日はこれにて延会することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時06分 延会